

2011年 ディスクロージャー誌

日本海信用金庫の現況

Disclosure Report 2011



風力発電 風車群 (江津市)



柿本神社 八朔祭 (益田市)

漁り火 (浜田市)

ごあいさつ

第88期の事業概況をご報告するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

この度の太平洋三陸沖を震源に発生した東日本大震災では多くの地域と多くの方々が被災され、今なお困窮極まりない避難生活を送っておられる実情に接するにつけ、胸の痛む日々でございます。この未曾有の大災害は地震や津波による直接的な被害だけでなく、原発の事故、電力不足による計画停電、生産設備の停止や物流網の混乱など、企業の生産活動や個人の消費行動に多大な悪影響を与えています。

失われた20年と呼ばれる長期停滞から再生をはかり、リーマンショックで傷んだ財務の修復への道筋が見えはじめ、そしてそれをより確実なものとするべく昨年6月に閣議決定された「新成長戦略」に基づく各種の政策措置が段階的にとられはじめた矢先の大災害であり、被災地のみならず全国的にも影響は広がっており、経済成長の大幅な軌道修正を余儀なくされたのであります。

先般、発表された1～3月期の国内総生産（GDP）1次速報値はマイナス3.7%と、災害前の事前予想を大きく上回る落ち込みとなり、その上輸出の伸びを輸入の伸びが上回り、外需の貢献までマイナスとなったのです。

つまり、経済の停滞はかなり長期化するという懸念が大きく顕在化しています。

このような中、地域経済はさらに厳しさを増すものと考えられます。中小企業を支援する為、二年余り続いた「緊急保証制度」は一応その役目は終えたとして終了いたしました。この間当金庫は、地域内企業の一社一社と経営改善の話し合いを続け、特に先の「緊急保証制度」では件数、金額共に浜田管内トップの実績を挙げています。

地域密着型金融の徹底推進は“地域の責任金融機関”として日本海信用金庫に課せられた絶対的な使命です。

地域のお客さまとのより強いつながりを最重点課題とした長期経営計画“絆の経営”もいよいよ最終年度となり、地域金融機関としてまさにその真価が問われる年度となります。地域と同様、当金庫におきましても難しい経営が続きますが、皆さまからの信頼とご期待にお応えできるよう役員一同鋭意努力いたす所存でございます。

何卒さらなるお引き立てとご指導を賜りますようお願い申し上げます。



平成23年6月

理事長 岡田久樹

目次

ごあいさつ		総代会制度について	16
基本方針・経営方針	1	業務のご案内	18
事業の組織	1	自己資本の状況等について	23
業績の概要	2	資料編	29
法令遵守（コンプライアンス体制）	4	金庫の主要な事業内容（業務の種類）	39
統合的リスク管理体制	6	役員一覧	40
地域社会への貢献・活性化をめざして	7	事業所の名称および所在地	40
地域行事参加	8	当金庫のあゆみ	41
後継経営者育成塾「せがれ塾」	9		
地域密着型金融の推進に関する事項	10		
金融円滑化への取組に関する事項	12		
リスク管理債権・金融再生法開示債権	14		

基本方針・経営方針

基本方針

日本海信用金庫は次の三つを柱として事業を推進する。

そのために役職員は協力して凡ゆる手段を尽くし業容の拡大と内容の充実に努める。

1. 地域の発展と会員・顧客へのサービス向上に努める。
2. 堅実経営に徹する。
3. 職員の資質と福祉の向上を図る。

経営方針

日本海信用金庫は、地域の「責任金融機関」としてその使命を具体的に果たすために、地域密着型金融の取組み、単なる金融支援だけでなく、事業そのものの再生支援の必要性を最重要項目と位置づけ実践してまいります。

1. 「日本海信用金庫ブランド」の確立

- ・ 顧客満足度（CS）の向上
- ・ 社会的責任（CSR）への対応
- ・ 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

2. 「絆の経営」の実践

- ・ 地域再生、活性化への積極的な支援
- ・ 地域課題解決への協力
- ・ 地域産業再生への支援
- ・ 魅力ある商品、サービスの開発

3. リスク管理体制の強化とガバナンスの向上

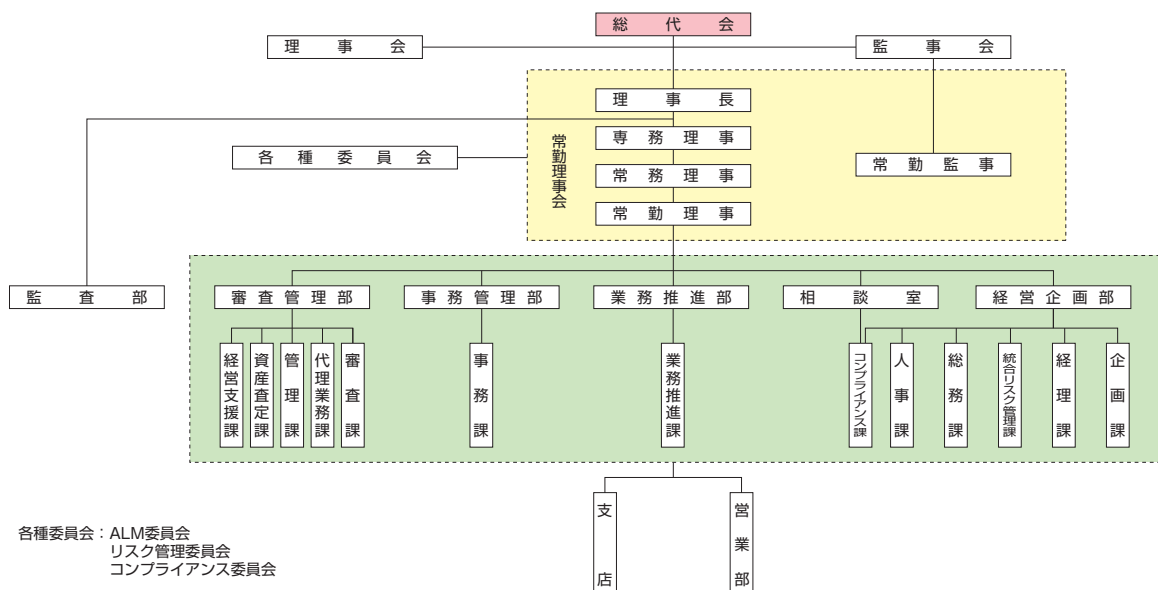
- ・ 統合的リスク管理への適切な対応
- ・ 内部統制機能及びガバナンスの向上

4. 人材の育成

- ・ 人間性あふれる優れた人材の育成
- ・ 「人間力」豊かな課題解決型金融を担う人材の育成

事業の組織

平成23年6月末現在



業績の概要

1. 事業方針

平成22年度は、新長期経営計画「絆の経営2009」の2年目の重要な年であり、地域密着型金融のさらなる深化を求めるとともに、当金庫は「絆の経営」つまり「つなぐ力」を業務運営の中核に据えて各項目を推進してまいりました。地域の「責任金融機関」として中小企業経営支援に力を注ぎ、金融円滑化法の主旨に則り、貸出条件の変更要請にも迅速に対応し、苦境に立つ中小零細企業の経営支援業務に対し積極的に取り組んだところです。同時に、住宅ローンについても丹念に相談に乗りながら、金融の円滑化に対応いたしました。

また、当金庫が積極的に取り組む課題として「地域再生、地域活性化への積極的な支援、地域課題解決への協力等」基本方針に基づく施策『あれも、これも』を地道にこなし、当金庫の絶対的なテーマである「給振り」、「年金」、「ローン」の重点3項目を推進してまいりました。

2. 金融経済環境

この一年歴史的な円高に見舞われた日本経済ではありましたが、今年上半期の業績を見るかぎりでは上場大企業を中心に予想以上の決算数字が公表されました。これまでの不断のコスト削減努力に加え、新興国による驚異的な需要の伸びという二つの大きな増益要因に支えられたものであります。ただ下期に入って、急激に進むグローバル化の中で世界的な通貨安競争にさらされ続けている日本は、デフレ・円高・株安といった問題と東日本大震災の影響もあって、混迷を続ける政治情勢、すでに政策効果は薄れ、不安材料は非常に多いところであります。

一方、当地方経済には、優良誘致企業の撤退等の後遺症は今なお深く、高齢化・人口減少による市場縮小とも相まって、一部に回復の動きが見られたものの、依然として厳しい状況が続いています。

3. 業績

業績につきましては、預金積金は個人の定期性預金において高金利商品への流出並びに相続等により減少しましたが、流動性預金の伸びにより、期末残高は715百万円増加の87,730百万円となりました。一方、貸出金は、経営環境の悪化を反映して前向き資金が少なかったことや、財務改善を目的とした借入金の圧縮により大幅に減少しましたが、期末においては地公体の大口の一時借入れがあり、期末残高は262百万円増加の51,122百万円となりました。

損益面では、経常収益は貸出金利息の減少などにより2,042百万円と前期に比して145百万円減収となりましたが、経常費用も預金利息の減少、信用コストの減少などから、前期に比して177百万円減少の1,864百万円となりました。この結果、経常利益は177百万円となり前期に比して32百万円の増加、法人税等調整額を含めた当期純利益は172百万円と前期に比して49百万円の増加となりました。

4. 事業の展望及び当庫が対処すべき課題

平成23年度は、新長期経営計画「絆の経営2009」の最終年度であり、次の『第5次長期経営計画』で念願の預金量1,000億円金庫の仲間入りを実現するために、しっかりとした基盤を構築する極めて重要な年度であります。“絆の経営”は長期経営計画の最大のポイントであり、金融機関はリレーションシップバンキングで強調されるまでもなく、地域の預金者と事業者とを「お金（＝資金）」を介して「つなぐ」、そして「育てる」という仕事を本業としており、基本方針に基づくそれぞれの具体的施策を「あれも、これも」と一つひとつ丹念に地道にこなししていくことで「絆」は確実に太く強くなり、必ず成果に結びつくものと思います。当金庫の課題である収益力回復のためには、上記に加えて「家計メイン取引」を推進していくことが重要であり、絶対的なテーマである「給振り」、「年金」、「ローン」の重点3項目をさらに推進してまいります。これからも経営計画・予算の達成に邁進するとともに、役職員一同、さらなる地域の発展に尽力してまいります。

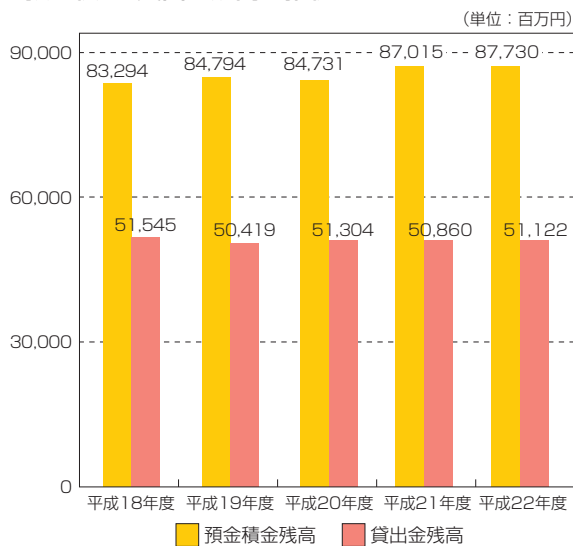
5. その他

信用金庫法第36条第5項第5号並びに同法施行規則第23条の規定に基づき、「内部統制基本方針」を平成22年4月23日の理事会において決議し、平成22年4月1日付で制定しております。

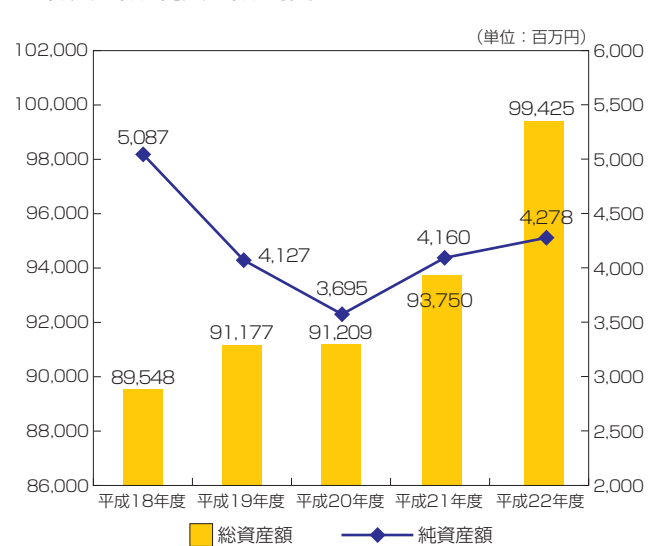
●最近5年間の主要な経営指標の推移

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
経 常 収 益 (百万円)	2,213	2,229	2,272	2,187	2,042
経 常 利 益 (△は 経 常 損 失) (百万円)	180	△ 826	23	145	177
当 期 純 利 益 (△は 当 期 純 損 失) (百万円)	133	△ 911	16	123	172
出 資 総 額 (百万円)	582	582	581	583	583
出 資 総 口 数 (千口)	11,656	11,648	11,624	11,661	11,672
純 資 産 額 (百万円)	5,087	4,127	3,695	4,160	4,278
総 資 産 額 (百万円)	89,548	91,177	91,209	93,750	99,425
預 金 積 金 残 高 (百万円)	83,294	84,794	84,731	87,015	87,730
貸 出 金 残 高 (百万円)	51,545	50,419	51,304	50,860	51,122
有 価 証 券 残 高 (百万円)	19,556	19,219	21,630	20,491	24,978
単 体 自 己 資 本 比 率 (%)	12.07	10.52	10.73	11.25	12.06
出 資 に 対 す る 配 当 金 (円)	2	2	2	2	2
職 員 数 (人)	142	142	152	149	149

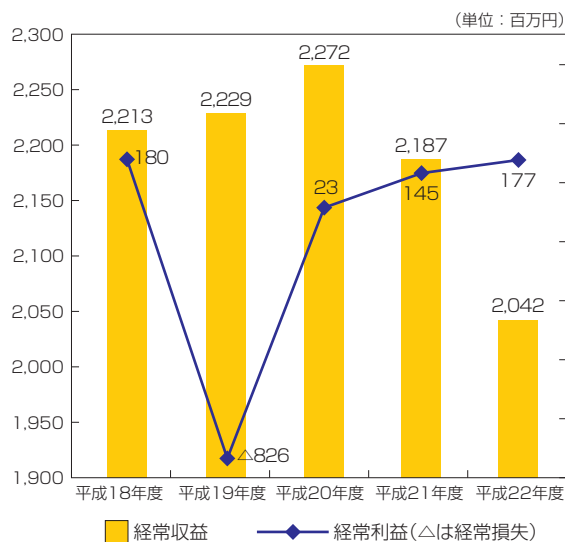
●預金積金、貸出金残高の推移



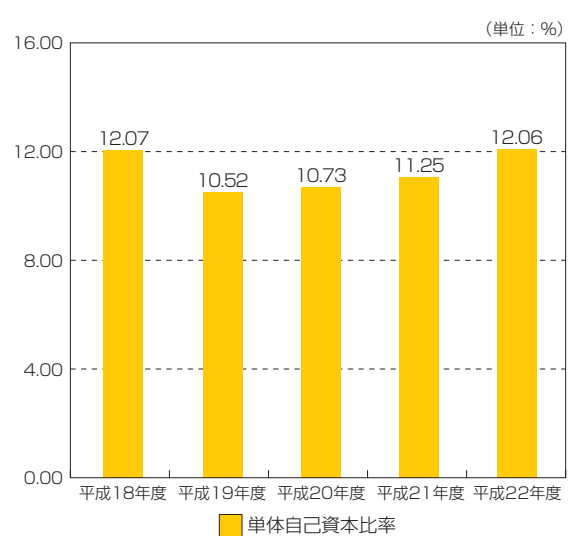
●総資産額、純資産額の推移



●経常収益、経常利益の推移



●単体自己資本比率の推移



法令遵守（コンプライアンス体制）

法令遵守（コンプライアンス）について

信用金庫は、信用金庫法に基づき地域に根ざした金融機関業務を行っており、一般企業にも増して公共性が高く、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。日本海信用金庫が今後とも将来にわたり、地域の皆様から信頼され支持されていくためには、理事長自ら先頭に立って、役職員一人ひとりが高い倫理観を持って行動しなければならないと認識しております。コンプライアンスの徹底は、金融不祥事を未然に防止するだけでなく、当金庫の地域における信頼性と存在感を高めていくうえからも重要であると考えており、役職員一人ひとりの意識の徹底を図っております。

本部各部および営業店の「コンプライアンス・オフィサー」を中心にコンプライアンス課との連携、調整を図りながら、地域社会の期待に応え、信頼され親しまれる信用金庫として貢献できるよう努力しています。

平成18年4月からの公益通報者保護法の施行に伴い、不正行為等の早期発見と是正を目的に、内部通報制度に関する規程を定め、庫内窓口および外部窓口を設置し、コンプライアンス体制を強化しました。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

金融商品に係る勧誘方針

平成19年9月30日より「金融商品取引法」が施行され、「金融商品の販売等に関する法律」に関連する法令の一部改正が行われました。当金庫は、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正を図ります。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくため、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜的供与は行いません。
4. 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほか、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またはこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

行動綱領

1. 社会的責任と公共的使命の遂行

信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、自己責任に基づく健全な業務運営を通じて、揺るぎない信頼を確保する。

2. 質の高い金融サービス等の提供と地域社会発展への貢献

経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティ・レベルにも十分配慮した質の高い金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令や社会ルールに則った誠実かつ公正な職務遂行に努める。

4. 地域社会とのコミュニケーション

経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

5. 従業員の人権の尊重等

従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

6. 環境問題への取組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取組む。

7. 社会貢献活動への取組み

信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取組む。

8. 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動の障害となる反社会的勢力は、これを断固として排除する。

金融ADR制度への対応

[苦情処理措置]

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に迅速・公平かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は40ページ参照）または相談室および経営企画部コンプライアンス課（電話：0855-22-1851）にお申し出ください。

[紛争解決措置]

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

統合的リスク管理体制

金融の自由化・国際化の進展、金融技術の発展等により、金融機関を取り巻くリスクは一段と複雑、多様化しており、経営においても様々なリスクが発生します。このような金融環境の中で自己責任原則のもと、金融機関の持つ各種経営リスクを管理することが重要となります。

当金庫は、各種リスクを適切に管理することが重要であるとの認識に基づきリスク管理体制の強化・充実に取り組んでいます。

リスク名・解説	当金庫の態勢
<p>信用リスク</p> <p>信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少あるいは消滅し、損失を被るリスクのことです。</p>	<p>当金庫は、資産の健全性を維持、向上させるため、個々の案件に対し与信先の信用判定を総合的に考慮した審査体制を確立しています。また、審査能力のアップを図るため、各種の研修を実施し、本部、営業店一体のリスク管理に努めております。すべての債権は、資産の自己査定に基づき、資産査定部署が厳正な資産査定を実施しており、その結果により適正な償却および引当を行っております。信用リスクの計測として、モンテカルロ・シミュレーション等の計測手法を活用し、リスク量を算出しております。</p>
<p>市場リスク</p> <p>市場リスクとは、金利、有価証券の価格等様々なリスク・ファクターの変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。</p>	<p>当金庫は、これらの各リスクに対応するため、ALM委員会を設置し、経済・金利見通し等検討のうえ、運用・調達リスク管理に取り組み、より健全な資産・負債のバランス、収益体質の向上、管理体制の充実に努めております。金利リスクの計測として、分散共分散等の計測手法を活用し、リスク量を算出しております。</p>
<p>オペレーショナル・リスク</p> <p>事務リスク</p> <p>事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクのことです。</p> <p>システムリスク</p> <p>システムリスクとは、コンピューター等の障害または誤作動、システムの不備、不正使用等により損失を被るリスクのことです。</p>	<p>当金庫は、正確・迅速な事務処理が金融機関への「信頼」の第一歩と位置づけ、事務手続の見直しや内部規程の整備、職員に対する内部研修等を通じて、事務リスクの管理・強化を行っております。また、内部牽制組織として、事務管理部門や監査部門を設置し、営業店等に出向いての事務指導や厳格な内部監査の実施に加え、毎月「自部店検査」を行っております。</p> <p>オペレーショナル・リスクの計測として、バーゼルⅡの基礎的手法を活用し、リスク量を算出しております。</p> <p>当金庫は、万一システムが停止した場合など、緊急の場合でも必要な業務が継続できるよう「危機管理マニュアル」・「システム障害時の対策マニュアル」を策定し対応を図っており、コンピューター犯罪についても要領などの作成によってチェック体制を強化し、事故防止を図るとともに、コンピューターの使用を管理し、不正使用の防止を図っております。</p> <p>オペレーショナル・リスクの計測として、バーゼルⅡの基礎的手法を活用し、リスク量を算出しております。</p>
<p>流動性リスク</p> <p>流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出や、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり、市場の混乱等により、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることなどにより損失を被るリスクのことです。</p>	<p>当金庫は、資金の流動性を確保しつつ、信金中央金庫への預け金等を中心とした支払準備資産の管理に努め、常に必要な支払資金を確保しています。</p>

信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクおよび流動性リスクの状況については、「リスク管理委員会」や「ALM委員会」で協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会、理事会といった経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

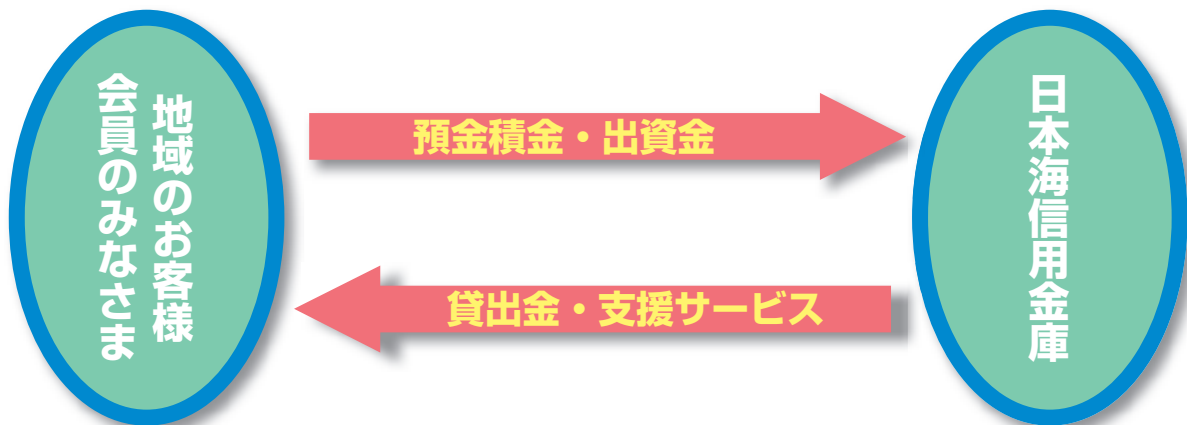
また、リスク管理の一層の高度化を図るために、今後も積極的に取り組んでまいります。

地域社会への貢献・活性化をめざして

当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客様からお預りした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様にご融資を行って、事業や生活の繁栄をお手伝いするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域社会の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

会員数：13,490名
出資金：583百万円



●預金積金に関する事項（地域からの資金調達の状況）

当金庫では、地域のお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品の開発やサービスの一層の充実に向けて努力してまいります。

当金庫が扱っている商品については18ページをご覧ください。

預金積金残高87,730百万円

●貸出金（運用）に関する事項（地域への資金供給の状況）

お客様からお預け入れいただいた預金積金につきましては、お客様の様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するために、円滑な資金供給を行う形でお客様や地域社会に還元しております。企業の設備資金に81億円、運転資金に221億円、地方公共団体に74億円をご融資しております。また、個人のお客様には、住宅関連資金に68億円、消費資金に65億円をご融資しております。

当金庫が扱っている商品については19ページをご覧ください。

貸出金残高 51,122百万円

預金積金に占める貸出金の割合 58.27%

●貸出以外の運用に関する事項

お客様からお預かりした資金をご融資のほか、信金中央金庫預け金や有価証券で運用しております。

有価証券については、249億円となりました。なお、有価証券の運用については、国債を中心に安全第一を心がけております。

預け金残高 20,712百万円

買入金銭債権残高

300百万円

有価証券残高 24,978百万円

預金積金に占める有価証券の割合 28.47%

地域行事参加

国府海岸クリーン作戦



BB大鍋フェスティバル



献血活動



石見子供神楽『どんちっち祭り』開催

「なつかしの国石見」には、全国に誇れる宝物があります。それは、ふるさとの文化遺産とも云える“石見神楽”です。

石見人の魂とも云うべき石見神楽は、日本国内はもとより海外公演においても絶大な人気と評価を受けています。軽快なリズムにのり、躍動感溢れる勇壮華麗な舞に加え絢爛豪華な衣装と演出による、娯楽性豊かな歴史物語です。今や地域の人たちが誇りと自信を持ってふるさと自慢できる石見神楽に進化成長して、祭りやイベントなど諸行事に欠くことのできない郷土芸能となっています。

しかし、近年の少子高齢化と若者の県外流出により先人たちが守り育ててこられた貴重な「ふるさとの文化遺産」の保持および伝承、振興が非常に危惧されており、後継者育成が重要な課題となっております。

郷土芸能を大人から引継ぎ一緒に守る子供達の晴れの舞台として、又、体験の場、交流の場となることを願い、平成20年度から石見子供神楽「どんちっち祭り」を開催しております。今年度は平成23年1月16日に開催いたしました。今後も引き続き開催してまいります。



当金庫主催の催し物等



ゲートボール大会



グランドゴルフ大会（浜田地区）



グランドゴルフ大会（江津地区）



ソフトボール大会



囲碁大会



年金友の会

後継経営者育成塾「せがれ塾」

事業開始までの経緯

当金庫岡田理事長は、後継経営者にきちんとバトン渡しをするための環境を作ることが地域再生、ひいては地域活性化に繋がると考え、「せがれ塾」の組成を決定しました。

経営者には企業を永續させ、次世代へと事業資産を引き継ぐことが求められており、そのために必要な正しい経営の知識・見識を身につける場所と機会を提供し、また、当金庫と後継経営者の関係構築、金庫職員の経営相談能力の向上を図っていくとします。

これらの活動は日本海信用金庫の“責務”であるとの熱い思いから平成16年11月18日に後継経営者育成塾「せがれ塾」を発足しました。

事業の特色

塾生として、当金庫営業地区内の核となる企業の志の高い後継経営者の方に参加いただいています。外部講師（地元県立大学の講師、地域企業の代表者、大学教授、島根県、金融機関等）による講演会開催、専任講師によるセミナーの開催、地域施設の見学等を行っています。また、当金庫理事長が「塾長」として講義を行うこともあります。

本講座では後継経営者だけでなく、当金庫の担当職員も勉強会へ参加します。当金庫職員が真の意味で取引先のパートナーとなるべく、後継経営者と共に学び、語り合い、共に成長をし、地域経済の発展に貢献したいと考えています。塾生OBとも繋がりを継続していくために、せがれ塾「発会式」や「卒業式」または各講演会等にも参加を呼びかけ、塾生との交流を図り、「絆」をさらに深めています。

平成23年2月4日に、第5期生の発会式を行いました。第5期生は13名（うち当金庫職員3名）で、第1期生から現在の第5期生の数は、延べ83名（うち当金庫職員21名）です。塾生の業種は多岐にわたり、異業種交流による新たなビジネス展開も生まれています。

受講者の声

- 目標意識を持つことの重要性を教わった。
- 貸借対照表の重要性や、予算策定のための重要なプロセスが勉強でき、非常に参考になった。
- 事業継承、財務アドバイスなど、大変勉強になった。
- 他の塾生や講師の方々との接点を持ったことを大変うれしく思う。
- 浜田市内で、このような分かりやすい経営セミナーに参加できて大変良かった。

今後の展望

今後も引続き実践的なセミナーを開催し、後継経営者のための勉強の場・出会いの場を提供していきたいと考えています。また、せがれ塾を卒業された後も他塾生との交流を深めていただけるよう交流行事を企画するとともに、“せがれ”の“せがれ”もまた「せがれ塾」に入塾していただけるよう、企画・運営してまいります。



せがれ塾第5期生 発会式



せがれ塾 講演会



せがれ塾 東京ビジネスサミット2010視察研修



平成22年度の活動内容

- 平成22年 4月 第4期生 第7回セミナー 「マネジメントによる体質改善 必ず目標達成する最強の組織の作り方」
講師：(株)ベンチャー・リンク専任講師 坂井 義尚 氏
- 平成22年 6月 第4期生 第8回セミナー 「農商工連携と地域資源活用について」
講師：島根県立大学 松永 桂子 氏
- 平成22年 8月 第4期生 第9回セミナー 「金融検査マニュアル別冊中小企業融資編」
講師：財務省 中国財務局 検査監理官 安部 文仁 氏
「中小企業に対する金融円滑化・改正貸金業法について」
講師：財務省 中国財務局 松江財務事務所 理財課長 小田川 浩二 氏
- 平成22年 9月 第4期生 視察研修（東京ビジネスサミット2010）
- 平成22年10月 第4期生 第10回セミナー 卒業課題勉強会
- 平成22年11月 第4期生 卒業発表会
- 平成23年 2月 第5期生 発会式

地域密着型金融の推進に関する事項

当金庫の地域密着型金融の推進に対する基本的な考え方は、「自分たちが生まれ、育てられた地域に対しそのく責任金融機関」として、地域に対する永続的な使命をいかに果たし続けるか、また、単なる金融支援だけでなく、事業そのものの再生支援の期待が大きいなかで、持続可能な地域経済への貢献を図っていく」ということです。

そのために、

- ① 日本海信用金庫ブランド確立のため、顧客満足度の向上、社会的責任への対応、法令遵守の徹底
- ② 絆の経営実践のために、地域再生と活性化への積極的な支援、地域課題解決への協力、地域産業再生への支援
- ③ リスク管理態勢の強化とガバナンスの向上

を掲げ、それぞれ個別項目に対して積極的に取組み定着を図っています。

平成22年度における取組み実績について

(1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化

①創業・新事業支援の取組み

倒産・廃業が増加している当地域において、「目利き力」を生かして、積極的に起業、第2創業を支援していくことは、地域の活性化のためにも重要な業務として位置付けております。融資については、プロパー資金に加えて、保証協会付「創業者支援資金」を活用しております。平成22年度取扱実績【19件・239百万円】（創業5年以内の融資取組みを含む）

今後も新たな事業の創造に対して資金提供のみならず、情報提供等を図り推進を行ってまいります。

そして、「成長基盤強化を支援するための資金供給」として、信金中央金庫「SCB地域活性化ローン」を活用し、地域の中小企業の活力維持・向上に取組みました。平成22年度取扱実績【2件・100百万円】

また、島根県が2010年新産業創出プロジェクトの受け皿となる企業、新事業を立ち上げようとする企業、成長性の高い企業に対し、投資による資金面での支援を拡充強化するため、企業育成ベンチャーファンドにも出資しています。

②経営改善支援等の取組み

平成22年度は経営支援先として、営業店において19先、審査管理部経営支援課において11先の合計30先を選定し、定期的なヒアリング等で取引先の財務内容の分析、問題点・経営課題の抽出および経営改善実抜計画書の策定に取組んでまいりました。特に本部支援先の数社に対しては、定例業況報告会にも参画し課題解決に取組んでいます。

平成22年度実績

経営改善支援取組み率【5.3%】

ランクアップ2先、ランク維持25先、劣化3先、ランクアップ率（正常先除く）【7.7%】

また、中小企業金融円滑化法が延長されたことに伴い、今後はコンサルティング業務がもっとも重要と認識しています。

平成23年3月末現在（詳しくは、金融円滑化への取組に関する事項をご覧ください。）

金融円滑化申込み事業先数（正常先を含む）【237先】

うち経営改善計画書が作成された先（正常先を除く）【113先】 【策定率55.1%】

地元の金融機関として、地元取引先の事業存続を図るためにも必要な重要業務と認識しており、今後も営業店との連携を密にして、その活動をサポートするとともに営業店と一体となって直接お客様への訪問も行ってまいります。

また、期中管理にも重点を置き営業店と連携、単なる融資支援だけでなく、業績改善と資金繰り緩和が図れることを主眼とし、「ローンレビュー会議」を原則毎月1回開催、平成22年度の開催回数は10回・のべ先数26社を各営業店長を含めて行いました。また、営業店経営支援先は年間2回の報告書の提出と融資担当者会議での発表等を通じて、営業店・本部が一体となって経営改善支援の進捗管理を行っています。

③事業再生支援

第二会社方式による事業再生に関する支援では、中小企業再生支援協議会と連携した事業譲渡による再生への取組み例がございます。雇用への影響は勿論のこと地場産業への影響も大きく、当地域全体の衰退に繋がりがかねないとの判断で、「地域事業の維持・雇用の確保」を最優先に、メイン債権者の理解を得ながら再生計画に携わりました。

また抜本的支援策として、今日まで整理回収機構（RCC）の活用やDDS（財務状態の実質的な改善を目的とする貸出債権の資本的劣後ローンへの転換）の先進的な手法にも取組んでまいりました。今後も地元の中小企業は当地域の重要なインフラであると考え、再生を図るべくあらゆる角度から検討し取組んでまいります。

④承継事業支援

事業承継の取組みとしまして、信金中央金庫との連携により後継者不在や事業拡大等の諸問題解決に向けたM&A支援を推進しています。今年度の成約はございませんでしたが、今後もより取組みを強化して地域事業・雇用の継続に取組んでまいります。

また若手経営者育成・支援をすることが地域再生・地域活性化に繋がると考え、後継経営者育成塾「せがれ塾」を開催しております。詳しくは9ページをご覧ください。

(2) 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

①担保・保証に過度に依存しない融資の推進

中小企業の金融円滑化への取組みを積極的に行っており、中小企業者からの幅広いニーズにこたえるために、21年10月に担保・保証に過度に依存せず迅速な対応を可能としたプロパー融資商品、日本海しんきん「絆」の取扱いを開始いたしました。

平成22年度取扱実績【6件・19百万円】 平成23年3月末現在の累計【15件・54百万円】

政府の経済対策で創設された全国緊急保証融資や県制度緊急保証融資について、活用促進に努めました。

平成22年度中取扱実績 全国緊急 県【212件・3,561百万円】 全国緊急 国【9件・548百万円】

平成22年度末取扱累計 全国緊急 県【563件・9,738百万円】 全国緊急 国【29件・1,422百万円】

事業先への経営指導、アドバイスを促し、定期的なヒアリングを実施することで経営改善、業況変化等の実態把握を図る商品として、今後も積極的に資金提供を図ってまいります。

また、資金ニーズが多様化するなか、不動産、人的保証に依存しない新たな融資手法として、売掛金・棚卸資産を担保とした保証協会付「流動資産担保保証制度(ABL)」につきましては、当金庫としても積極的に推進したことで、平成22年度の実績は【4件・極度額61百万円】となりました。ABLについては当金庫独自のプロパー商品は開発しておりませんが、今後も信用保証協会と連携し積極的に活用して、お客様のニーズに合った資金調達を提案してまいります。

②シンジケートローンや私募債の取組み

資金提供の多様化への取組みとして、信金中央金庫等の紹介により、貸出人として平成22年度末現在残高【5件・1,776百万円】のシンジケートローンを取組んでいます。また私募債につきましても、今年度の実績はありませんが、22年度末現在【1件・150百万円】を発行しております。今後も地域性、事業性、エーเจントの信頼性、リスク等を考慮して取組んでまいります。

(3) 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

官民一体による地域貢献として、平成22年度の中国財務局管内で「有福温泉開発計画への取組み」が、地域活性化へ向けた取組みとして顕彰対象となりました。

本事例は、当地域内にある老舗温泉活性化のため、危機感を抱いた旅館組合の若手メンバーを中心に温泉街並開発事業が進捗しており、地元金融機関として計画当初より関わり、資金提供のみでなく行政、協調先金融機関等と交渉、折衝し、温泉旅館等の再生も含めて、地域の活力が高まる取組みを行ってまいりました。

経営改善支援の取組み実績

【22年4月～23年3月】

(単位：先数)

(単位：%)

	期初債務者数					経営改善支援 取組み率	ラ ン ク ア ッ プ 率	改 善 計 画 策 定 率
	A	うち経営改善支援取組み先数						
		α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α
正 常 先 ①	651	4		4	4	0.6%		100.0%
要 注 意 先 うちその他 要注意先 ②	385	22	1	18	18	5.7%	4.6%	81.8%
うち 要管理先 ③	4	0	0	0	0	—	—	—
破 綻 懸 念 先 ④	52	4	1	3	4	7.7%	25.0%	100.0%
実 質 破 綻 先 ⑤	24	0	0	0	0	—	—	—
破 綻 先 ⑥	26	0	0	0	0	—	—	—
小 計 (②～⑥の計)	491	26	2	21	22	5.3%	7.7%	84.6%
合 計	1,142	30	2	25	26	2.6%	6.7%	86.7%

(注)・期初債務者数及び債務者区分は22年4月当初時点で整理しております。

・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含めていません。

・ β には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。

なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α に含めるものの β に含めていません。

・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合は β に含めております。

・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理しております。

・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めていません。

・ γ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しております。

・みなし正常先については正常先の債務者数に計上しております。

・「計画を策定した先数 δ 」=「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関等独自の改善計画策定先」

金融円滑化への取組に関する事項

日本海信用金庫（理事長 岡田 久樹）は、お客さまへの円滑な資金供給を最も重要な社会的使命と位置づけ、その実現に向けて本部・営業店と一体となって全力で取組んでいます。当金庫は、平成22年1月14日に「金融円滑化管理方針」を制定し、「取組方針」と「金融円滑化推進のための態勢整備」を当金庫のホームページ上へ公表しております。

また、「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規程」並びに「金融円滑化実務マニュアル」をもとに、推進態勢を整備し、役職員に周知徹底させるとともに、これまで同様に地域金融の円滑化に真摯に取り組んでまいります。

中小企業金融円滑化法の期限は平成24年3月末まで1年間の延長となりました。当金庫は関係機関との連携の上、コンサルティング機能を発揮しながら、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めてまいります。

つきましては、以下の通り中小企業者および住宅ローンをご利用のお客さまに対する当金庫の金融円滑化管理に関する基本方針や金融円滑化措置の実施に向けた態勢の概要等について説明させていただきます。

なお、取扱期間中の条件変更等の申込を受付けた貸付債権の額および件数についても記載しております。

1. 金融円滑化管理に関する基本方針の概要

<府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要>

<基本方針>

- ・お客様の経営実態等を踏まえて、適切に新規融資や条件変更等の対応に努めてまいります。
- ・お客様の経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導および経営改善に関する支援を行うために、役職員は事業価値を適切に見極めるための能力向上に努めてまいります。
- ・融資取引に関し、お客様に対する説明を適切かつ十分に行うよう努めてまいります。
- ・お客様からの融資取引に係る問い合わせ、相談、要望および苦情への対応を適切に実施するように努めてまいります。
- ・お客様の金融円滑化を図るため、他の金融機関、政府系金融機関、保証協会等と緊密な連携を図ります。

2. ご返済条件の変更等の状況を適切に把握するための体制の概要

<府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要>

- ・当金庫は、この基本方針に則り、金融円滑化に必要な運営・管理を目的として、本部審査管理部に「金融円滑化管理部門」を設置し、金融円滑化管理部門の審査管理部長を金融円滑化管理責任者とし、必要に応じて「地域密着型金融推進委員」を構成委員とする会議を招集し、重要事項等を協議、必要に応じて常勤理事会および理事会に報告しています。
- ・当金庫は、住宅ローンセンター相談窓口については平成21年5月25日に設置しており、金融円滑化の各種のご相談に迅速かつ的確にお応えできるよう、平成21年12月9日に「金融円滑化相談窓口」を全営業店に設置しております。
- ・お客さまからのご返済条件の変更等の申込み・ご相談については、各営業店で記録・保管するとともに進捗管理を徹底いたします。また、定期的に取組状況を検証し、必要に応じて改善および指導を行ってまいります。
- ・「専用フリーダイヤル」の設置について
本部（審査管理部）に、お客様のご相談に迅速に対応するために、専用フリーダイヤルを設置しております。
(1) フリーダイヤル番号 0120-194-455（当庫営業エリア内の固定電話のみ可）
(2) 受付時間 営業日の午前9時～午後5時

3. ご返済条件の変更等に対する苦情相談を適切に行うための体制の概要

<府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要>

お客さまからの新規のお借入や、ご返済条件の変更等にかかる苦情相談をお受けするために、各営業店に設置しています「金融円滑化相談窓口」とは別に、経営企画部コンプライアンス課に「苦情相談窓口」を設置しております。謝絶理由等に対して、誠意を持って丁寧に説明しても、お客さまからの理解が得られず苦情案件となった場合は、苦情相談処理規程、コンプライアンス規程に則り対応・処理いたします。

「苦情相談窓口」は下記のとおりです。

連絡先 経営企画部コンプライアンス課

(1) 電話番号 0855-22-1851

(2) 受付日等 営業日の午前9時～午後5時

4. 中小企業者のお客さまの事業についての改善または再生の支援を適切に行うための体制の概要

<府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要>

当金庫は、ご返済条件の変更等を行った中小企業のお客さまについて、定期的にモニタリングを実施し、経営改善状況等を確認させていただき、お客さまにとって必要と判断した場合には、経営相談・経営指導・経営改善計画策定支援などを通じた、経営改善支援、企業再生支援に向けて審査管理部および各営業店が一体となって取組んでまいります。

金融円滑化法第4条・第5条に基づく措置の実施状況

1. 債務者が中小企業者である場合

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数と額

(上段：件数、下段：金額 百万円)

	平成21年 12月末(累計)	平成22年 3月末(累計)	平成22年 6月末(累計)	平成22年 9月末(累計)	平成22年 12月末(累計)	平成23年 3月末(累計)
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数と額 (①+⑥)	51	146	229	328	471	567
①うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数と額	29	75	112	160	212	239
②うち、実行に係る貸付債権の数と額	13	57	95	132	175	205
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数と額	0	0	0	0	0	0
③うち、謝絶に係る貸付債権の数と額	0	5	8	10	17	20
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数と額	0	0	0	0	0	0
④うち、審査中の貸付債権の数と額	16	12	6	15	12	3
⑤うち、取下げに係る貸付債権の数と額	739	271	39	253	447	55
⑥うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数と額	0	1	3	3	8	11
⑦うち、実行に係る貸付債権の数と額	0	0	141	141	258	322
⑧うち、謝絶に係る貸付債権の数と額	22	71	117	168	259	328
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数と額	384	1,103	1,730	2,422	3,256	4,268
⑨うち、審査中の貸付債権の数と額	8	57	89	142	222	289
⑩うち、取下げに係る貸付債権の数と額	0	3	8	8	14	17
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数と額	0	0	0	0	0	0
⑪うち、審査中の貸付債権の数と額	14	9	15	11	13	6
⑫うち、取下げに係る貸付債権の数と額	290	77	87	199	155	71
⑬うち、取下げに係る貸付債権の数と額	0	2	5	7	10	16
⑭うち、取下げに係る貸付債権の数と額	0	1	34	46	134	282

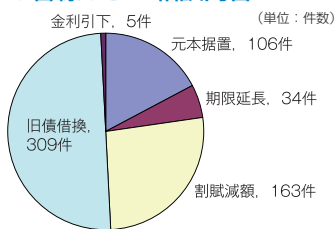
2. 債務者が住宅資金借入者である場合

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数と額

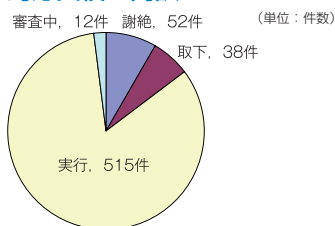
(上段：件数、下段：金額 百万円)

	平成21年 12月末(累計)	平成22年 3月末(累計)	平成22年 6月末(累計)	平成22年 9月末(累計)	平成22年 12月末(累計)	平成23年 3月末(累計)
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数と額	13	22	29	35	39	45
①うち、実行に係る貸付債権の数と額	125	200	274	315	349	393
②うち、謝絶に係る貸付債権の数と額	1	8	13	15	17	18
③うち、審査中の貸付債権の数と額	0	5	8	9	11	14
④うち、取下げに係る貸付債権の数と額	10	4	1	3	3	3
⑤うち、取下げに係る貸付債権の数と額	104	41	3	13	23	34
⑥うち、取下げに係る貸付債権の数と額	2	5	7	8	8	10
⑦うち、取下げに係る貸付債権の数と額	7	29	69	73	73	79

中小企業金融円滑化法での お客様からの相談内容



中小企業金融円滑化法での 対応実績の内訳



※「謝絶」は、「みなし謝絶」42件を含む
※「みなし謝絶」とは、申込み後3ヶ月を経過し、なお「審査中」であるもの

中小企業円滑化法による経営改善支援の取組み実績

【法施行後～23年3月】

(単位：先数)

(単位：%)

	債務者数					経営改善支援 取組み率	ラン ク ア ッ プ 率	経営改善 画 策 定 率
	うち金融円滑化 申込み先数	αのうち期末 に債務者区分 がランクアップ した先数	αのうち期末 に債務者区分 が変化しなかつ た先数	αのうち経営 改善計画を策 定した先数	β			
	A	α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α
正 常 先 ①	651	32	27	7	4.9%	—	21.8%	
要 注 意 先 ②	385	170	0	157	44.2%	—	54.7%	
う ち の 要 管 理 先 ③	4	0	0	0	—	—	—	
破 綻 懸 念 先 ④	52	26	1	25	50.0%	3.8%	57.7%	
実 質 破 綻 先 ⑤	24	9	0	9	37.5%	—	55.6%	
破 綻 先 ⑥	26	0	0	0	—	—	—	
小 計 (②～⑥の計)	491	205	1	191	41.8%	0.5%	55.1%	
合 計	1,142	237	1	218	20.8%	0.4%	50.6%	

(注)・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンなどの先を含めていません。

・Aには、22年3月の債務者数を記載しております。

・αには、申込み時点での債務者区分で記載しております。

・βには、債務者区分が申し込みより、ランクアップした先数を記載しております。

・γには、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含めていません。

・δには、23年3月の債務者区分が申し込み時と変化しなかった先数を記載しております。

・「経営改善計画を策定した先数δ」＝「債務者策定先」＋「他の金融機関（保証協会含む）が策定を求めた先」＋「当金庫独自の策定先」です。

リスク管理債権・金融再生法開示債権

リスク管理債権とは、「破綻先債権」および「延滞債権」に加え今後注意を要する「3ヶ月以上延滞債権」、債務者の経営再建等を図る目的として支援させていただいた「貸出条件緩和債権」であります。

自己査定上の「破綻先」に対する貸出金は「破綻先債権」、「実質破綻先」および「破綻懸念先」に対する貸出金は「延滞債権」として開示を行うこととなっております。

また、金融再生法開示債権の保全状況も開示しております。

これにより透明度の高いディスクロージャーとなっております。

●リスク管理債権の引当・保全状況

(単位：百万円)

区 分	残 高	担保・保証	貸倒引当金	保全率	
破綻先債権	平成21年度	1,093	272	821	100.00%
	平成22年度	954	232	721	100.00%
延滞債権	平成21年度	2,607	1,478	918	91.91%
	平成22年度	3,165	2,045	944	94.44%
3ヶ月以上延滞債権	平成21年度	2	2	0	100.00%
	平成22年度	61	45	16	100.00%
貸出条件緩和債権	平成21年度	62	20	15	56.45%
	平成22年度	33	24	8	100.00%
合 計	平成21年度	3,766	1,773	1,755	93.71%
	平成22年度	4,214	2,347	1,691	95.82%

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
- ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④会社法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金

3. 「3ヶ月以上延滞債権」とは、元金又は利息の支払いが約定日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

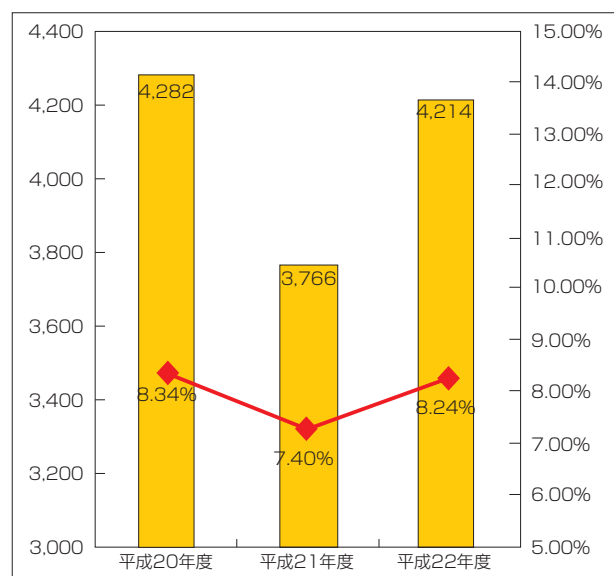
5. なお、これらの開示額は、担保による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引き当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、すべてが損失となるものではありません。

6. 「担保・保証額」は自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

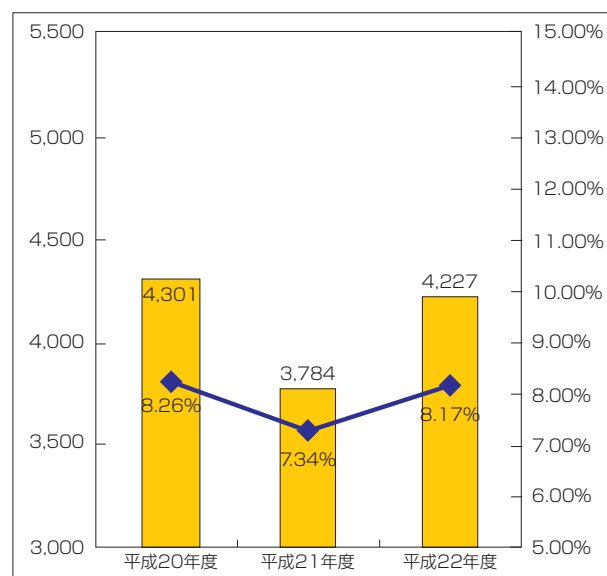
7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

8. 保全率はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

●リスク管理債権額の推移



●金融再生法開示債権額の推移



棒グラフ……………リスク管理債権額及び金融再生法開示債権額 (単位：百万円)

折れ線グラフ……………リスク管理債権比率及び金融再生法開示債権比率 (単位：%)

●金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

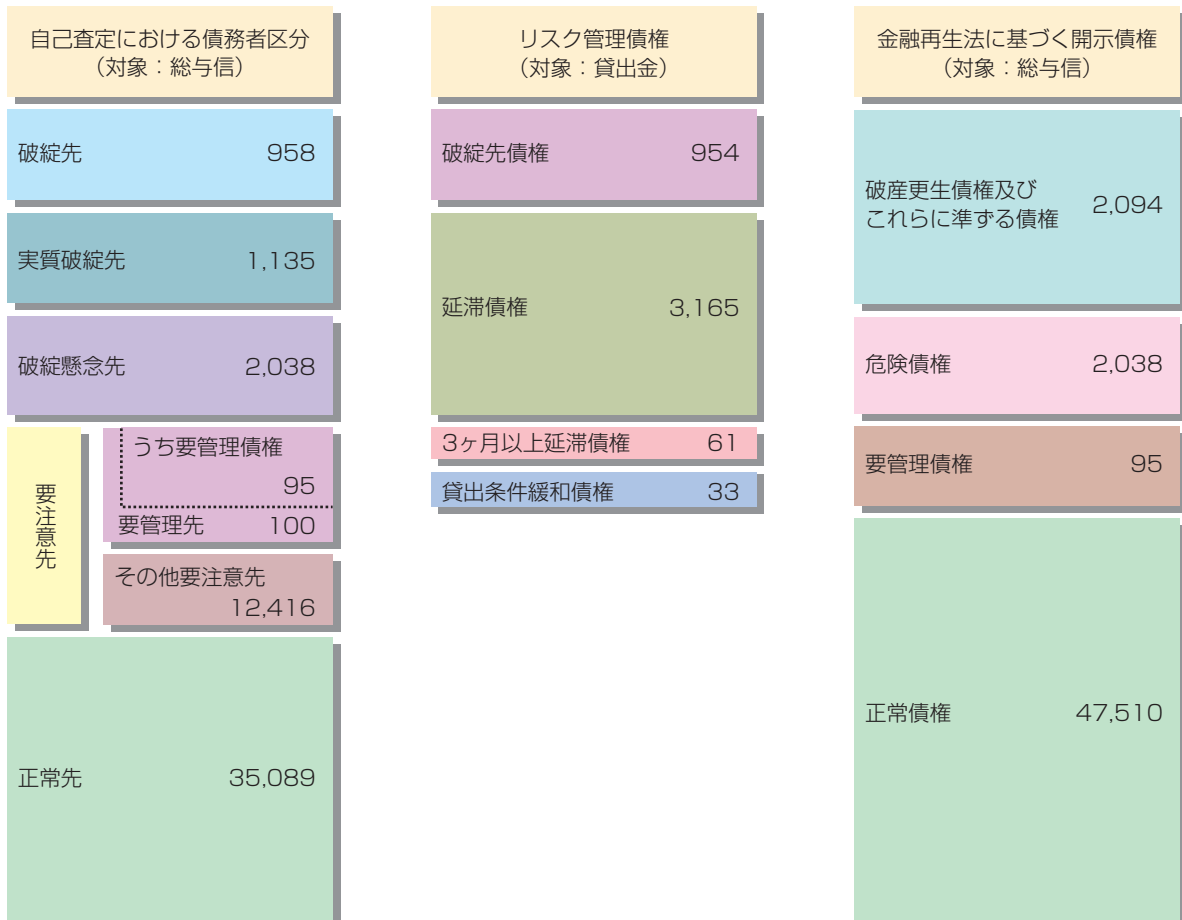
(単位：百万円)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)		貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
金融再生法上の不良債権	21年度	3,784	3,547	1,787	1,759	93.74%	88.08%
	22年度	4,227	4,050	2,355	1,694	95.81%	90.49%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	21年度	2,099	2,099	850	1,249	100.00%	100.00%
	22年度	2,094	2,094	850	1,243	100.00%	100.00%
危険債権	21年度	1,619	1,407	913	494	86.91%	69.97%
	22年度	2,038	1,861	1,434	426	91.32%	70.53%
要管理債権	21年度	64	39	22	16	60.94%	38.10%
	22年度	95	95	70	25	100.00%	100.00%
正 常 債 権	21年度	47,726					
	22年度	47,510					
合 計	21年度	51,511					
	22年度	51,737					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3. 「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
 5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

●「自己査定における債務者区分」と「リスク管理債権」「金融再生法に基づく開示債権」との関係

(単位：百万円)



総代会制度について

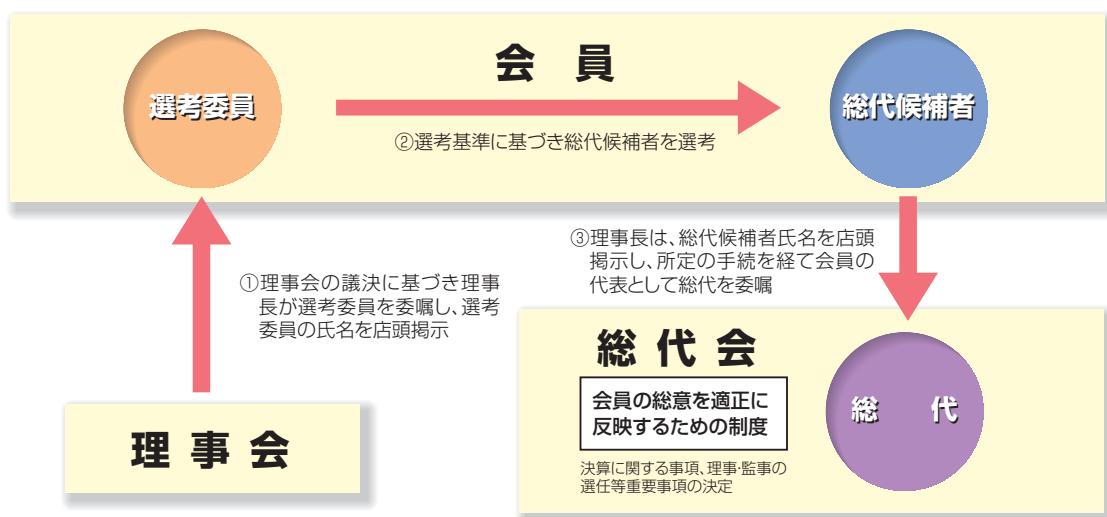
信用金庫は会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代選考委員会を設け、会員の中から適切な手続により選任された総代により構成運営されます。

さらに、当金庫では総代会に限定することなく、利用者満足度調査を実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

総代会のしくみ

総代会は、会員1人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・ 総代の任期は3年です。
 - ・ 総代の定年は75歳です。
 - ・ 総代の定数は120人以内で会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
- なお、平成23年6月30日現在の総代数は96人で平成23年3月末日の会員数は13,490人です。

選任区域	総代数
1区 浜田市地区(第2区及び第3区は除く)	51
2区 浜田市のうち三隅町・弥栄町地区	7
3区 浜田市のうち旭町・金城町・邑智郡邑南町のうち(一部)地区	6
4区 江津市、大田市のうち仁摩町、温泉津町地区	26
5区 益田市地区	6

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準(注)に基づき、次の手続を経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する。(会員は異議の申し立てができる)

(注) 総代候補者選考基準

- ① 資格要件 ・ 当金庫の会員であること
- ② 適格要件 ・ 総代としてふさわしい見識を有している者
・ 良識をもって正しい判断ができる者
・ 人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
・ その他総代選考委員が適格と認めた者

選任区域	総代氏名					
第1区	新山 弘	山本 英孝	山崎 勝志	戸津川 寛	松本 直樹	株式会社三浦工務店
	百本 博昭	中山 善之	前本 征生	俵 靖徳	吉田 勝久	有田 誠治
	石田 雅昭	伊原 政勝	本多電気工事有限会社	久保田英治	伊藤 俊平	俵 芳徳
	浦田 明彦	大谷 太	本川 満	三浦 邦夫	郭 世香	江木 修二
	飯田 統通	株式会社電設サービス	株式会社石田弥太郎商店	堀脇 正	堤 光博	教重 静雄
	大崎 寛	沖野 巖	大川 清志	大原 正男	福田 宏	前田 保徳
	佐々木 豪一	橋本鐵工株式会社	植 忠文	伊藤 剛	宮下 義重	古藤 辰雄
	倉本 給都	森本 一正	石原 久信	高見 庄平	中村 勝平	桑本 達夫
	寺岡 勝夫	名田 景造	表田 映二			
第2区	吉田 千昭	矢富 俊春	河野 睦未	久保 智完	藤田 教造	後藤 直樹
	浜崎 史朗					
第3区	山本 覚	大賀 強	岡村 宏	榎岡 正明	岡本 義徳	中田 哲徳
第4区	住田 一良	南山 泰志	田中 壽	有田 康人	青木 史郎	永島 孝
	後藤 佳弘	堀江 成	鹿取 義一	茅島 昇	森口 裕行	平下 智隆
	田才 光治	永井 好輔	日興建材有限会社	浅野 知宏	内田 民生	村尾千代昭
	山根 廣志	黒川 一夫	南原謙次郎	横田 昭雄	近江 隆寛	高岩 綾子
	吉村 一孝	後山 宏昌				
第5区	田原 良隆	高橋 完太	株式会社キヌヤ	ジャスト商事株式会社	岡崎三喜男	坂本 靖夫

平成23年6月末現在

第60回通常総代会決議のご報告

平成23年6月28日開催の通常総代会において、下記のとおり決議されましたのでご報告申し上げます。

- 報告事項 第88期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）
業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 理事選任の件
第4号議案 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件
原案通り承認可決されました。



会員皆様のお声を経営に活かすために総代懇談会を開催しております

- 平成22年11月15日開催（浜田地区）
11月17日開催（江津地区）
11月18日開催（益田地区）

日本海信用金庫は、会員の代表である総代による総代懇談会を開催し、当年度上期の経営内容をお知らせすると共に、日本海信用金庫の経営に会員の皆様の率直なご意見、多様なお考えを反映させてまいります。



浜田地区



江津地区



益田地区

業務のご案内

協同組織の地域金融機関である日本海しんきんは、地域の中小企業や個人の皆様に対する円滑な金融・情報サービスを提供するため、小口多数取引に徹した営業活動を決め細やかに展開しています。また、多様化する地域の皆様のニーズにお応えすべく、商品、サービス内容の充実にも日々努めてまいります。

預金業務

種 類	特 色	期 間	お預け入れ金額	
総 合 口 座	1冊の通帳に普通預金と定期預金セットでき、貯める・支払う・借りるの3つの機能で家計用口座として便利な預金です。	出し入れ自由	1円以上	
普 通 預 金	給与・年金のお受取り、公共料金の自動支払いなど家計簿がわりの口座として便利な預金です。	出し入れ自由	1円以上	
貯 蓄 預 金	貯蓄型ですが、普通預金の便利さに、市場金利に応じた利率を採り入れ、10万円以上で残高に応じて高利回りとなります。	出し入れ自由	1円以上	
通 知 預 金	まとまったお金の短期間運用に最適です。	据置期間 7日間以上	1万円以上	
当 座 預 金	会社や商店のお取引先に小切手・手形をご利用いただく預金で、効率的な資金管理に最適です。	出し入れ自由	1円以上	
納 税 準 備 預 金	納税日に備えて準備しておく税金納付資金専用の預金です。	納税時引出し	1円以上	
決 済 用 預 金	決済用預金の3要素(①無利息②要求払い③決済サービスを提供できること)を満たすもので、預金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上	
定 期 預 金	大口定期預金	市場実勢金利を適用し、預金の中でも最も有利な金利となっています。大口資金の運用に適した預金です。	1ヵ月以上 5年以内	1,000万円以上
	スーパー定期預金	短期貯蓄設計や資金運用に有利な利回りをご利用いただけます。	1ヵ月以上 5年以内	100円以上
	変動金利定期預金	預入れ日から6ヵ月毎に金利変動に応じて利息が見直される預金です。	1年、2年、3年	100円以上
	期日指定定期預金	利息が利息を生む1年複利で、お預入れ期間に応じた利率が適用され、1年経過後はいつでも引出しができます。	最長3年	100円以上 300万円未満
定 期 積 金	目標に向かって毎月一定額を積み立てる預金で、確かな財産づくりができます。	6ヵ月以上 5年以内	1,000円以上	
財 形 年 金 預 金	毎月の給料から天引きで、老後の生活設計にご利用いただける年金資金を貯める預金です。	5年以上	100円以上	
財 形 住 宅 預 金	毎月の給料から天引きで、住宅資金を貯める預金です。	5年以上	100円以上	
一 般 財 形 預 金	毎月の給料から天引きで、貯蓄目的は自由です。	3年以上	100円以上	
譲 渡 性 預 金	大口の余裕資金を短期間に運用するのに有利な預金で、必要なときには満期前に譲渡することができます。	2週間以上 2年以内	5,000万円以上	

融資業務

法人・事業者様向けローン

種 類	特 色	期 間	融資金額
一般のご融資	手形割引・・・一般商業手形等の割引を致します。 手形貸付・・・仕入資金等の短期運転資金をご融資致します。 証書貸付・・・設備資金等の長期の資金需要にお応え致します。 当座貸越・・・約定金額まで当座決済資金をご融資致します。	—	—
各種制度融資	信用保証協会等の有利な制度融資を積極的にお取扱い致しております。 制度融資をご利用の際はぜひ「日本海しんきん」にご用命ください。	—	—
★スペシャルA	地元企業を対象とし、事業に必要な運転・設備資金をご融資致します。	5年以内	1企業 5,000万円以内
★ビジネスローン「絆」	中小企業を対象とし、健全な発展と事業継続・支援を目的に運転・設備資金をご融資致します。	5年以内	1企業 500万円以内
★不動産活用ローン「パッション」	地域密着型金融の積極的推進を図るために、所有不動産を有効利用することで、保証に過度に依存しない商品です。	10年以内	5,000万円以内
★個人事業者向けローン「スモール・ローン」	個人事業者を対象とし、迅速に、事業に必要な運転・設備資金をご融資致します。	5年以内	青色申告者500万円以内 白色申告者200万円以内
代理貸付	(株)日本政策金融公庫・信金中央金庫等のご融資のお取扱いは、「日本海しんきん」の窓口をご利用ください。	—	—

個人様向けローン

種 類	特 色	期 間	融資金額
住宅ローン	マイホームの新築、増改築、住居用土地、住宅購入にご利用下さい。なお、金利は固定と変動を自由に選択いただけます。がん保障特約付、三大疾病保障特約付団体信用生命保険もご利用いただけます。	35年以内	8,000万円以内
リフォームローン	お住まいの増改築に必要な資金にご利用いただけます。	15年以内	1,000万円以内
個人ローン	ゆとりある生活実現のため、プランにあわせ幅広くご利用いただけるローンです。	8年以内	500万円以内
カーローン	新車購入資金、免許取得費用、車検、修理費等にご利用いただけるローンです。お取引内容により優遇金利がご利用いただけます。	8年以内	500万円以内
★新型フリーローン	お使いみちはご自由（事業資金は除きます）です。金融機関、信販、クレジット、消費者金融の借換え資金にもご利用いただけます。融資金額により返済期間は異なります。	10年以内	300万円以内
★クイックローン200	お使いみちはご自由です。事業資金にもご利用いただけます。	5年以内	200万円以内
★ニーズローン大黒	マイホーム新築時の不足金、住宅資金の借換え等にご利用いただけます。	10年以内	500万円以内
★教育ローンふる里	お客様の教育に必要な資金にご利用いただけます。就学中はカードローンタイプもご利用いただけます。	当貸+証貸 最長16年4ヶ月	300万円以内
子育て応援プラン	小学校入学前のお子様をお持ちの方を対象に、出産・子育てにかかる資金にご利用いただけます。	5年以内	100万円以内
★新型給振ローン	給与振込をご指定いただいたお客さまがお手軽にご利用いただけます。お使いみちはご自由です。	5年以内	100万円以内
カードローン	毎日の暮らしの中で思いがけない出費や、急にお金が必要になった時にご利用ください。カード1枚でお気軽にご利用いただけるローンです。	3年更新	500万円以内
★フリーローン・モア	お使いみちはご自由です。ただし、事業資金は除きます。	7年以内	300万円以内
★ビッグカードローン	お使いみちはご自由です。ただし、事業資金は除きます。土地、建物の担保が必要です。	20年以内	1,000万円以内
★おまとめローンビッグサポート	とりまとめ資金としてご利用いただけます。お使いみちはご自由（事業資金は除きます）です。	200万円超は15年以内 200万円以内は10年以内	500万円以内

★印の商品は、他金融機関にはない日本海しんきんのオリジナル商品です。

●商品ご利用に当たっての留意事項

当金庫では、お客様の多様なニーズに合った各種ローンを取り揃えておりますが、商品には、契約時の金利が上下する変動金利型商品や、保証会社の保証付融資には利息の他に保証料が必要となるものなどがございます。ローンお申し込みの際には、商品の内容を職員におたずねいただき、お客様の目的にあった商品をお選びください。

その他の商品

お客様の幅広いニーズにお応えするため、各種商品を取り揃えております。

投資信託窓口販売	お客様の多様な資産運用ニーズに幅広くお応えできるように、いろいろなタイプの商品をお取扱いしております。1万円から株式・債券・不動産投資信託に投資できます。
国債の窓口販売	長期利付国債、中期利付国債、割引国債をお取扱いしております。
個人向け国債	固定金利（3年・5年）および変動金利（10年）をお取扱いしております。1万円から購入でき、一定期間経過後であれば、中途換金も可能な個人向けの国債です。
生命保険窓口販売 （個人年金保険・終身保険）	老後の生活資金・教育資金・住宅購入資金といった、様々な生活スタイルに合わせてご利用いただける保険で、定額個人年金保険・変額個人年金保険・一時払終身保険をお取扱いしております。
生命保険窓口販売 （医療保険・がん保険）	万一の病気やケガ、がんによる入院・通院・手術などに備える保険です。
生命保険窓口販売 （学資保険）	お子様の進学時期に合わせて教育資金をご準備いただける貯蓄型の保険です。
損害保険窓口販売	住宅ローン関連の長期火災保険・債務返済支援保険と積立傷害保険をお取扱いしております。

各種サービス

ご預金・ご融資以外にも為替業務等金融に関わる各種サービス業務をお取扱いしています。

サービス名	内 容
為替サービス	当金庫本支店をはじめ、オンラインによって結ばれた全国各地の金融機関のご指定預金口座へ送金、振込、代金取立を確実に迅速にお応えできます。
キャッシュサービス	当金庫の本支店、全国の信用金庫、郵便局のキャッシュコーナーでご入金・お引出しができます。また、全国のほとんどの金融機関などでもお引出しができます。
A T M 振込	キャッシュカードおよび振込カードでATMによりお振込ができます。 （ATMで振込出来ない店舗もありますので窓口でお尋ねください。）
F A X 振込	オフィスから通常のFAX送信と同様の操作で簡単に振込ができます。
自動受取り	給与、ボーナスや年金、配当金などが簡単な手続きで毎回自動的に指定口座へ振込まれます。
自動支払い	電気料、水道料、電話料、NHK受信料、ガス料、授業料、各種クレジット料金などが、一度の振替手続きにより、ご指定の預金口座から自動的に支払われます。
貸 金 庫	預金証書、有価証券、権利証などお客さまの大切な財産を安全にお預かりいたします。 <取扱店：本店>
夜 間 金 庫	当金庫の営業時間終了後や休業日でも、売上金などを安全にお預かりいたします。翌営業日にご指定の預金口座へ入金いたします。（夜間金庫のない店舗もありますので窓口でお尋ねください。）
ア ン サ ー シ ス テ ム	お手元の電話やファクシミリで、ご指定の預金口座の入出金や残高照会および振込や取立入金のお知らせなどのサービスがご利用いただけます。
ホ ー ム バ ン キ ン グ	多機能電話によりお客さまが残高、振込の照会や当金庫本支店間および他金融機関宛への振込・振替ができます。
フ ァ ー ム バ ン キ ン グ	専用端末機により総合振込、給与振込、口座振込ができます。また、ホームバンキングサービス（照会、振込、振替）の取扱いもできます。
テ レ ホ ン バ ン キ ン グ	一般電話、公衆電話、携帯電話、PHS等により、入出金や残高照会および振込・振替の取扱いができます。
法人インターネットバンキング	インターネットに接続可能なパソコンにより総合振込、給与振込、口座振替、残高照会、入出金明細、資金移動がご利用できます。
個人インターネットバンキング	インターネットに接続可能なパソコンにより残高照会、入出金明細、資金移動がご利用できます。また、携帯電話（NTT ドコモ、au、ソフトバンク）からもご利用できます。
マルチペイメントネットワーク	個人・法人インターネットバンキングを利用して、当金庫所定の官庁、企業、自治体などの収納機関に対して税金・各種料金の振込が行えます。
ペイジー口座振替受付サービス	ペイジー口座振替受付サービスの端末が設置されている企業の受付窓口でキャッシュカードと暗証番号により口座振替の受付が可能となるサービスです。
外 国 通 貨 の 両 替	海外へビジネスや旅行でお出かけの際は、外国通貨（米ドル）の両替を行っております。 <取扱店：本店、長浜支店>

手数料一覧

●為替手数料（1件あたり：消費税を含む）（平成23年6月末現在）

振込手数料	項目	振込金額	口座からの振替		現金		
			一般	会員			
振込手数料	ATM振込	当金庫あて	3万円未満	無料	無料	210円	
			3万円以上			315円	
		他行庫あて	3万円未満	367円	262円	525円	
			3万円以上	525円	420円	735円	
		窓口振込（電信・文書）	当金庫あて	3万円未満	105円	無料	420円
				3万円以上	315円	210円	
	他行庫あて		3万円未満	525円	420円	945円	
			3万円以上	735円	630円		
	【個人】 インターネット・モバイルバンキング テレホンバンキング		当金庫あて	3万円未満	無料	無料	
				3万円以上			
		他行庫あて	3万円未満	210円	105円		
			3万円以上				
		【法人】 インターネットバンキング	当金庫あて	3万円未満	52円	無料	
				3万円以上			
	他行庫あて	3万円未満	420円	315円			
		3万円以上	630円	525円			
	FB・HB振込・FAX振込	当金庫あて	3万円未満	105円	無料		
			3万円以上	210円	105円		
他行庫あて		3万円未満	420円	315円			
		3万円以上	630円	525円			
為替自動振込		当金庫あて	3万円未満	52円	無料		
			3万円以上				
	他行庫あて	3万円未満	420円	315円			
		3万円以上	630円	525円			

・当金庫会員のお客さまには、一律105円の手数料優遇がございます。 ・口座からの振替とは、振込金額全額について口座から払出しされた場合をいいます。
 ・ATMでのお振込みにはご利用時間により別途利用手数料がかかります。 ・FB・HB・FAX振込・テレホンバンキングについては、別途月額利用料が必要となります。

●円貨両替手数料（平成23年6月末現在）

お取扱枚数	窓口	両替機
1～100枚	105円 日本海信金の通帳またはキャッシュカードをお持ちいただいたお客様につきましては、1日1回の両替手数料を無料とします。	100円 日本海信金のキャッシュカードを両替機で読み取りいただいたお客様につきましては、1日1回の両替手数料を無料とします。
101～200枚	210円 315円 420円 525円 630円 735円 840円 945円	200円 (100円硬貨が2枚が必要です。)
201～300枚		
301～400枚		
401～500枚		
501～600枚		
601～700枚		
701～800枚		
801～900枚		
901～1000枚	945円	400円 (100円硬貨が4枚が必要です。)
1001枚以上		

※両替枚数の基準は、窓口および得意先係による集配金時におけるお客様のお持込枚数またはお受取枚数のいずれが多いほうの合計枚数です。
 ※両替機での1回のお受取枚数は、1,500枚までとさせていただきます。(ご希望金種によっては最大枚数までの両替ができない場合がございます。)
 ※両替機設置店舗 本店営業部（浜田市殿町）
 ※手数料無料となる両替
 ○汚損した紙幣・硬貨の交換 ○記念硬貨への交換

●個人情報開示手数料（平成23年6月末現在）

個人情報開示手数料	1,575円
-----------	--------

※お受け取り方法が郵送の場合には、簡易書留郵便として別途380円をお支払いいただきます。

●外国送金手数料（信金中央金庫取次業務）（平成23年6月末現在）

内 容		
送金手数料	電信送金1件	4,500円
取引手数料	外貨建外貨払い、円貨建円貨払いの場合必要	送金額に対して0.05% (最低2,500円)
支払銀行手数料	支払銀行手数料が送金人負担の場合必要	2,500円

※外国送金につきましては、送金手数料+取引手数料+支払銀行手数料が必要となります。
 ※円貨建外貨払いの場合で支払銀行手数料が受取人負担の場合の手数料合計は4,500円となります。

●その他手数料、利用料等（平成23年6月末現在）

項目		手数料		
ネットサービス	ネット利用料	当金庫および全国の信用金庫	平日 8:45~18:00	無料
			18:00~21:00	105円
		土曜日	9:00~14:00	無料
			14:00~21:00	105円
		日曜・祝日	9:00~21:00	105円
		山陰合同銀行	平日 8:45~18:00	無料
	18:00~21:00		105円	
	土曜日 9:00~17:00		105円	
	他業態	日曜・祝日 9:00~17:00	105円	
		平日 8:45~18:00	105円	
		18:00~21:00	210円	
	土曜日 9:00~17:00	210円		
日曜・祝日 9:00~17:00	210円			

※各ATMコーナーにより営業時間が異なります。詳しくは窓口にお問合せください。

項目		手数料			
当座関係	小切手1冊（50枚綴）	630円			
	約束手形1冊（25枚綴）	420円			
	為替手形1冊（25枚綴）	420円			
	①約束手形用紙1枚	525円			
	②手形口座開設手数料	3,150円			
	自己宛小切手1枚	525円			
	預金・その他	再発行人手数料 カード・通帳・証書1件	1,050円		
		預金口座振替手数料(所定のものに5%上乘)	有料		
		取引履歴照会(一般)預金	(資料枚数×10円+300円)+消費税		
		取引履歴照会(官公庁)預金	(資料枚数×21円)+郵送料		
		残高証明書発行預金	当金庫所定用紙	525円	
			当金庫所定用紙以外	1,050円	
株式・出資払込保管証明書発行人手数料		払込金額×2/1000円+消費税			
ANSER入出金明細通知加入料(月額)		1,050円			
法人インターネットバンキング利用料(月額)		3,150円			
個人インターネットバンキング利用料(月額)		105円			
ファームバンキング利用料(月額)		3,150円			
ホームバンキング利用料(月額)		1,050円			
テレホンバンキング利用料(月額)		105円			
FAX振込利用料(月額)		1,050円			
デビットカード加盟店基本料(月額)		600円			
貸金庫使用料(年額)		A型	6,300円		
		B型	10,080円		
		C型	12,600円		
	D型	15,120円			

●各種入金帳発行手数料および集金業務利用料（平成23年6月末現在）

各種入金帳		手数料	
当座入金帳	1冊(50枚複写)	3,150円	
普通預金入金帳	1冊(100枚)	6,300円	
代金取立手形通帳	1冊(16頁)	1,050円	
FAX振込サービス依頼書	1枚	無料	
両替票	1冊	無料	
集金業務		手数料	
夜間金庫利用料(月額)		2,100円	
無鑑査集金利用料(月額) (週単位集金回数×5,250円)	週1回ペース	5,250円	
	週2回ペース	10,500円	
	週6回ペース	31,500円	

●融資関連手数料（平成23年6月末現在）

種類		手数料	
カードローン関係手数料			
	事業者カードローン口座維持(2年毎)	21,000円	
証明書関係手数料			
	融資残高証明発行(当金庫所定用紙)	525円	
	融資残高証明発行(当金庫所定用紙以外)	1,050円	
	融資可能証明書発行	10,500円	
	住宅取得控除用証明書再発行	525円	
保証書関係手数料			
	保証書発行(変更保証書含む)	1,050円	
条件変更関係手数料			
	返済条件変更(証書貸付)	5,250円	
	任意繰上償還(証書貸付)(一部・全額繰上)	5,250円	
	保証人変更	5,250円	
	債務引受	10,500円	
住宅・アパートローン関係手数料			
	住宅・アパートローンの新築・借替・リフォーム資金(中古物件、当座ローン・住公借替、他行肩代り含む)	31,500円 (全国保証は別途52,500円)	
全額繰上返済	繰上返済額が当初融資額の	50%以上	31,500円
		30%以上50%未満	21,000円
10%以上30%未満		10,500円	
10%未満		無料	
一部繰上返済	繰上返済額が当初融資額の	50%以上	21,000円
		30%以上50%未満	10,500円
30%未満		5,250円	
金利変更(固定変動選択型) 固定⇄変動		5,250円	
返済条件変更		5,250円	
保証人変更		5,250円	
担保変更(極度変更、追加設定、一部解除、譲渡等)		15,750円	
担保解除		10,500円	
委任状再発行		5,250円	
委任状発行		1,050円	
不動産担保関係手数料(住宅・アパートローン関係以外)			
抵当権・根抵当権担保設定(新規設定、譲受)	設定金額1千万円未満	5,250円	
	設定金額1千万円以上5千万円未満	10,500円	
	設定金額5千万円以上	21,000円	
任意繰上償還(一部・全額繰上)		5,250円	
返済条件変更		5,250円	
保証人変更		5,250円	
担保変更(極度変更、追加設定、一部解除、譲渡等)		15,750円	
担保解除		10,500円	
委任状再発行		5,250円	
委任状発行		1,050円	

※手数料金額には消費税を含みます。

※保証会社付消費者ローン、保証協会付融資等は別途定めがございます。

※詳しくは窓口にお問い合わせください。

●取立手形・小切手等手数料（平成23年6月末現在）

項目		浜田手形交換所 (呈示期間前の手形)	他手形交換所 (手形・小切手)
代金取立手数料 (割引手形含)	当金庫同一店内あて	210円	630円
	当金庫本支店あて		
	他行庫あて		
その他	不渡手形返却料	840円	
	取立手形組戻料		
	送金・振込組戻料		
	その他特殊取扱		
		実費	

※益田手形交換所・江津手形交換所は浜田手形交換所へ統合されました。(平成19年4月16日)

自己資本の状況等について

(1) 自己資本の構成に関する事項

自己資本は、主に基本的項目（Tier1）と補完的項目（Tier2）で構成されています。平成22年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、地域のお客様からお預りしている出資金が該当します。

(単位：百万円)

項 目	平成21年度	平成22年度
(自己資本)		
出資金	583	583
うち非累積的永久優先出資	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益準備金	583	583
特別積立金	2,900	3,050
次期繰越金	27	26
その他	—	—
処分未済持分	△ —	△ 0
自己優先出資	△ —	△ —
自己優先出資申込証拠金	—	—
その他有価証券の評価差損	—	—
営業権相当額	△ —	△ —
のれん相当額	△ —	△ —
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△ —	△ —
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	△ —	△ —
基本的項目 (A)	4,093	4,243
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	—	—
一般貸倒引当金	270	229
負債性資本調達手段等	—	—
負債性資本調達手段	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—
補完的項目不納入額	△ 30	△ —
補完的項目 (B)	240	229
自己資本総額 [(A) + (B)] (C)	4,334	4,473
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	656	656
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	460	460
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つI/Oストリップス（告示第247条を準用する場合を含む。）	—	—
控除項目不納入額	△ 656	△ 656
控除項目計 (D)	—	—
自己資本額 [(C) - (D)] (E)	4,334	4,473
(リスク・アセット等)		
資産 (オン・バランス項目)	34,555	33,274
オフ・バランス取引等項目	477	427
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	3,488	3,384
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等計 (F)	38,521	37,085
単体 Tier1 比率 (A/F)	10.62%	11.44%
単体自己資本比率 (E/F)	11.25%	12.06%

- (注) 1. 「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。
2. 平成21年度、平成22年度とも「その他有価証券の評価差損」はありません。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率はもちろんのことTier 1 比率の状況についても、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づき、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

(単位：百万円)

	平成21年度		平成22年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	35,033	1,401	33,701	1,348
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	35,033	1,401	33,701	1,348
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1	0	1	0
国際決済銀行向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府以外の公共部門向け	32	1	40	1
国際開発銀行向け	0	0	0	0
地方公共団体金融機構向け	10	0	10	0
我が国の政府関係機関向け	116	4	133	5
地方三公社向け	244	9	179	7
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,730	229	6,105	244
法人等向け	11,379	455	10,138	405
中小企業等向け及び個人向け	7,517	300	7,531	301
抵当権付住宅ローン	817	32	734	29
不動産取得等事業向け	4,329	173	3,970	158
三月以上延滞等	263	10	363	14
取立未済手形	2	0	2	0
信用保証協会等による保証付	486	19	368	14
㈱企業再生支援機構による保証付	—	—	—	—
出資等	759	30	898	35
上記以外	2,863	114	2,794	111
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	3,488	139	3,384	135
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	38,521	1,540	37,085	1,483

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は基礎的手法により、オペレーショナル・リスクを算定しています。

＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別および期間帯別の期末残高

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、更には与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、様々な角度からの分析に注力しております。

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		オフバランス			
	21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度
国内	92,884	98,364	51,511	51,737	16,635	20,763	118	200	1,248	1,171
国外	2,737	2,947	—	—	2,715	2,933	—	—	—	—
地域別合計	95,622	101,312	51,511	51,737	19,350	23,697	118	200	1,248	1,171
製造業	4,876	4,368	4,042	3,459	798	699	—	—	162	141
農業、林業	72	52	72	52	—	—	—	—	—	—
漁業	235	251	235	251	—	—	—	—	—	25
鉱業、採石業、砂利採取業	125	95	125	95	—	—	—	—	—	—
建設業	5,319	5,207	5,219	5,107	99	99	—	—	301	244
電気・ガス・熱供給・水道業	1,121	1,030	511	422	600	600	—	—	2	2
情報通信業	413	119	3	—	399	99	—	—	—	—
運輸業、郵便業	1,822	1,440	1,419	1,430	398	—	—	—	215	209
卸売業、小売業	7,416	7,111	6,759	6,426	649	649	—	—	123	51
金融業、保険業	30,733	34,621	1,631	1,601	8,300	11,457	—	—	—	—
不動産業	3,225	2,772	2,825	2,470	398	299	—	—	—	7
物品賃貸業	509	195	509	195	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	411	457	411	457	—	—	—	—	—	19
宿泊業	2,098	2,038	2,098	2,038	—	—	—	—	177	175
飲食業	782	760	782	760	—	—	—	—	21	21
生活関連サービス業、娯楽業	1,610	1,650	1,610	1,650	—	—	—	—	14	7
教育、学習支援業	1,689	1,577	1,689	1,577	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	2,322	2,467	2,322	2,467	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	1,946	1,649	1,837	1,598	100	—	—	—	39	38
国・地方公共団体等	11,448	14,896	4,862	7,420	6,576	7,461	—	—	—	—
個人	12,532	12,251	12,532	12,251	—	—	—	—	190	226
その他	4,906	6,296	7	1	1,030	2,328	118	200	1	—
業種別合計	95,622	101,312	51,511	51,737	19,350	23,697	118	200	1,248	1,171
1年以下	23,293	20,013	9,363	10,232	2,131	1,916	118	200	—	—
1年超3年以下	21,780	24,965	9,666	9,800	4,813	4,365	—	—	—	—
3年超5年以下	13,962	12,609	7,494	7,308	6,382	4,997	—	—	—	—
5年超7年以下	6,046	6,785	5,343	6,283	703	501	—	—	—	—
7年超10年以下	9,697	14,203	5,952	4,757	3,745	9,396	—	—	—	—
10年超	8,416	9,822	6,842	7,302	1,573	2,519	—	—	—	—
期間の定めのないもの	12,425	12,911	6,848	6,052	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	95,622	101,312	51,511	51,737	19,350	23,697	118	200	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。

4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

貸倒引当金は「資産査定事務取扱要領」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

なお、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減については37ページに掲載しております。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高		21年度	22年度
	21年度	22年度	21年度	22年度	21年度	22年度		
製造業	184	131	△ 53	△ 31	131	99	—	—
農業、林業	1	1	△ 0	△ 0	1	1	—	—
漁業	12	24	11	3	24	27	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	280	286	5	38	286	324	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	—	△ 0	2	2	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	22	165	142	7	165	172	—	—
卸売業、小売業	210	240	29	△ 50	240	189	—	—
金融業、保険業	0	28	27	3	28	31	—	—
不動産業	93	96	2	24	96	120	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	12	—	12	—	—
宿泊業	225	297	71	35	297	332	—	—
飲食業	12	12	△ 0	0	12	12	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	2	2	112	2	114	—	—
教育、学習支援業	0	—	△ 0	—	—	—	—	—
医療・福祉	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	469	268	△ 200	△ 221	268	47	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	244	186	△ 58	△ 8	186	177	—	—
その他	0	1	0	△ 0	1	1	—	—
合計	1,764	1,743	△ 20	△ 73	1,743	1,669	—	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

エクスポージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成 21 年度		平成 22 年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	19,451	—	24,295
10%	—	7,890	—	9,757
20%	2,307	28,403	1,907	29,483
35%	—	2,352	—	2,110
50%	1,001	1,056	1,204	912
75%	—	12,016	—	11,942
100%	98	20,977	100	19,453
150%	—	66	—	145
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	95,622		101,312	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しております。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

バーゼルⅡにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には預金積金等があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「事務取扱規程」や「資産査定事務取扱要領」等により、適切な事務取扱いならびに適正な評価・管理を行っております。

信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	980	882	4,308	7,070	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引には投資信託の裏付け資産が該当します。投資信託については、有価証券に係る投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定しています。また、長期決済期間取引は該当ありません。

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	—	—
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
①派生商品取引合計	1	3	0	0
(i) 外国為替関連取引	1	2	0	0
(ii) 金利関連取引	0	0	0	0
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	1	3	0	0

	平成21年度	平成22年度
担保の種類別の額	—	—

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	—	—	—	—

	平成21年度	平成22年度
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	—	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

上場株式、上場優先出資証券、投資信託等のリスクの認識については、時価評価および予想損失額によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況を、リスク管理委員会又はALM委員会に報告するとともに、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施しております。

なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

イ. 貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

区 分	平成21年度		平成22年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	399	399	540	540
非 上 場 株 式 等	364	364	368	368
合 計	763	763	909	909

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 投資信託の裏付資産のうち出資等に該当するものは、上場株式等を含めております。
3. 上記の「非上場株式」は、非上場株式のほか信金中央金庫普通出資金、投資事業有限責任組合出資持分等です。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
売 却 益	9	8
売 却 損	11	9
償 却	—	—

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
評 価 損 益	△ 46	△ 52

二. 子会社株式および関連会社株式の貸借対照表計上額等

該当ありません。

(8) 金利リスクに関する事項

銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例：貸出金・有価証券・預け金等)について、金利変動により発生するリスク量をみるものです。当金庫の平成23年3月末の金利リスク量は、過去5年間の金利変動データに基づき統計処理(99%タイル値)によって求められた金利変動幅を使用した場合、1,956百万円となりました。

なお、要求払預金(普通預金、当座預金等)の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がありません。お客様の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、要求払預金の50%相当額を期間帯「1年超3年以内(平均2.5年)」に全額置き、リスク量を算定しています。

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	1,269	1,956

資料編

【財務諸表】

貸借対照表／資産の部

(単位：百万円)

科 目	第87期 平成21年度	第88期 平成22年度
(資産の部)		
現金	1,686	1,757
預 け 金	19,930	20,712
買入金銭債権	300	300
有 価 証 券	20,491	24,978
国 債	5,960	6,827
地 方 債	697	690
社 債	10,222	13,431
株 式	99	355
その他の証券	3,510	3,673
貸 出 金	50,860	51,122
割引手形	241	187
手形貸付	3,076	4,552
証 書 貸 付	43,079	42,497
当 座 貸 越	4,463	3,884
そ の 他 資 産	569	571
未決済為替貸	14	11
信金中金出資金	293	293
前 払 費 用	-	0
未 収 収 益	239	229
その他の資産	21	36
有 形 固 定 資 産	1,336	1,315
建 物	494	465
土 地	758	752
リ ー ス 資 産	7	5
その他の有形固定資産	76	92
無 形 固 定 資 産	4	10
ソフトウェア	0	5
その他の無形固定資産	4	4
繰 延 税 金 資 産	14	33
債 務 保 証 見 返	574	526
貸 倒 引 当 金	△ 2,017	△ 1,902
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,746)	(△ 1,673)
資産の部合計	93,750	99,425

貸借対照表／負債及び純資産の部

(単位：百万円)

科 目	第87期 平成21年度	第88期 平成22年度
(負債の部)		
預 金 積 金	87,015	87,730
当 座 預 金	898	1,064
普 通 預 金	27,766	29,048
貯 蓄 預 金	1,035	1,084
通 知 預 金	20	15
定 期 預 金	52,401	51,797
定 期 積 金	4,204	4,050
その他の預金	687	669
借 用 金	1,350	6,282
借 入 金	1,350	1,282
当 座 借 越	-	5,000
そ の 他 負 債	307	288
未決済為替借	9	10
未 払 費 用	225	197
給付補てん備金	8	8
未払法人税等	1	1
前 受 収 益	37	36
払 戻 未 済 金	0	0
リ ー ス 債 務	7	5
その他の負債	17	28
賞 与 引 当 金	65	64
退 職 給 付 引 当 金	185	155
役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	83	90
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	4	3
偶 発 損 失 引 当 金	3	6
債 務 保 証	574	526
負債の部合計	89,589	95,147
(純資産の部)		
出 資 金	583	583
普 通 出 資 金	583	583
利 益 剰 余 金	3,533	3,683
利 益 準 備 金	581	583
その他利益剰余金	2,952	3,100
特 別 積 立 金	2,800	2,900
当 期 未 処 分 剰 余 金	152	200
処 分 未 済 持 分	-	△ 0
会 員 勘 定 合 計	4,117	4,266
その他有価証券評価差額金	43	11
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	43	11
純 資 産 の 部 合 計	4,160	4,278
負債及び純資産の部合計	93,750	99,425

●損益計算書

(単位：千円)

(単位：千円)

科 目	第87期 平成21年度	第88期 平成22年度
経常収益	2,187,435	2,042,153
資金運用収益	1,826,556	1,726,544
貸出金利息	1,400,094	1,307,939
預け金利息	136,127	128,036
有価証券利息配当金	289,348	282,429
その他の受入利息	986	8,139
役員取引等収益	171,121	169,773
受入為替手数料	85,962	83,916
その他の役員収益	85,159	85,857
その他業務収益	178,680	136,134
外国為替売買益	55	-
国債等債券売却益	164,371	123,291
その他の業務収益	14,253	12,842
その他経常収益	11,077	9,701
株式等売却益	9,555	8,169
その他の経常収益	1,521	1,532
経常費用	2,042,173	1,864,251
資金調達費用	230,257	159,917
預金利息	194,059	126,593
給付補てん備金繰入額	7,459	6,080
借入金利息	28,737	27,243
役員取引等費用	139,501	122,655
支払為替手数料	30,287	30,624
その他の役員費用	109,213	92,031
その他業務費用	51,666	50,083
外国為替売買損	-	146
国債等債券売却損	164	5,676
国債等債券償還損	-	44,102
国債等債券償却	51,414	-
その他の業務費用	87	158

平成22年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成23年6月29日

日本海信用金庫

理事長

岡田久樹 

科 目	第87期 平成21年度	第88期 平成22年度
経費	1,495,279	1,508,951
人件費	963,164	944,322
物件費	506,375	539,948
税金	25,739	24,679
その他経常費用	125,469	22,643
貸倒引当金繰入額	106,477	930
株式等売却損	11,772	9,347
その他の経常費用	7,219	12,366
経常利益	145,261	177,901
特別利益	721	830
固定資産処分益	0	-
償却債権取立益	18	18
その他の特別利益	703	812
特別損失	19,967	9,952
固定資産処分損	1,253	2,673
減損損失	18,714	7,278
税引前当期純利益	126,016	168,779
法人税、住民税及び事業税	1,122	1,113
法人税等調整額	1,221	△ 5,023
当期純利益	123,672	172,690
前期繰越金	29,103	27,654
当期末処分剰余金	152,776	200,344

●剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	第87期 平成21年度	第88期 平成22年度
当期末処分剰余金	152,776,522	200,344,909
剰余金処分額	125,121,738	173,902,679
利益準備金	1,860,000	565,000
普通出資に対する配当金	23,261,738	23,337,679
(配当率)	(年4%)	(年4%)
特別積立金	100,000,000	150,000,000
次期繰越金	27,654,784	26,442,230

平成21年度及び平成22年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、有限責任 あすさ監査法人の監査を受けております。

【平成21年度注記 貸借対照表】

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価原価法(定額法)、その他の有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法より算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産法により処理しております。
 3. 当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。
 4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用しております。
 また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建物 7年～39年
 その他 3年～20年

5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によるものであります。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
 7. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 8. 貸倒引当金は、予め定めている償却引当率に基づき、次のとおり計上しております。

- 銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒引当金及び貸倒引当金の監査に関する実務指針(日本公認会計士協会銀行等特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績率から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。その他の債権については、その査定結果より上記の引当率を行っております。

9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 10. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針(中間報告)(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(最近の年金財政計算上の責任準備金を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
 なお、会計基準変更時差異(388百万円)については、15年による按分率を費用処理しております。当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合型立派厚生年金基金)に加入しており、当金庫の提出に該当する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

11. 将来の払戻請求に応じ発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 12. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 13. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 14. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 15. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 16. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 17. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。

18. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 19. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 20. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 21. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 22. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 23. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 24. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。

25. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 26. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 27. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 28. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 29. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 30. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。

31. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 32. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 33. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 34. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 35. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 36. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。

37. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 38. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 39. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 40. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 41. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 42. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。

43. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 44. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 45. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 46. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 47. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 48. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。

49. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 50. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 51. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 52. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 53. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 54. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。

55. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 56. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 57. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 58. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 59. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 60. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。

61. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 62. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 63. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 64. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 65. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 66. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。

67. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 68. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 69. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 70. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 71. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 72. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。

73. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 74. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 75. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 76. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 77. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 78. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。

79. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 80. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 81. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 82. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 83. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。
 84. 将来の払戻請求に発生する損失を見積る必要と認められる額を計上しております。

- ② 市場リスクの管理
 (1)金利リスクの管理
 当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、「リスク管理方法や手続等」の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常勤理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
 日常的には経営企画部において各種資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースでALM委員会に報告しております。
 (2)為替リスクの管理
 当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

- (3)流動性リスクの管理
 前掲流動性リスクの管理
 このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。経営企画部で保有している株式の一部は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。
 定期的な報告を行っております。常勤理事会及びリスク管理委員会において定期的な報告を行っております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
 当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
 (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
 金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっても異なる場合、当該価額が異なることとなります。
 なお、金融商品のうち預り金、貸出金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を明示しております。

27. 金融商品の時価等に関する事項
 平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらとの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預り金(※1)	19,930	20,128	197
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,544	1,486	△ 78
その他有価証券	19,890	18,990	△ 900
(3) 貸出金(※1)	50,860		
貸倒引当金(※2)	△ 2,014		
	48,846	49,998	1,152
金融資産計	89,201	90,473	1,272
(1) 預金積金	87,015	87,334	319
(2) 借入金(※1)	1,350	1,366	16
金融負債計	88,365	88,701	336

- (※1) 預り金、貸出金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
 (※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

- 金融資産の時価等の算定方法
 (1)預り金
 満期のない預り金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期の有る預り金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

- (2)有価証券
 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格及び取引所除税機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格等、将来キャッシュ・フローの見積りから困難な債権については、貸借対照表中の貸出金に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」といいます)とします。

- (3)貸出金
 貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
 ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」といいます)とします。
 ② ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

- 金融負債
 (1)預金積金
 要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、定期期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いた現在価値を算定しております。その割引率は、新規に借入される際に応用する利率を用いております。
 (2)借入金
 借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	48
組合出資金(※2)	17
合計	66

- (※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価顯示の対象とはしていません。
 (※2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもの構成されているものについては、時価顯示の対象とはしていません。

(注3) 金融債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預り金	12,845	7,085	—	—
有価証券	2,143	11,477	4,567	1,575
満期保有目的の債券	—	449	200	894
その他有価証券のうち満期があるもの	2,143	11,027	4,367	680
貸出金(※)	9,007	17,100	11,200	6,720
合計	23,995	35,662	15,767	8,295

- (※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。
 (注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※)	74,681	11,991	163	178
借入金	—	—	—	1,350
合計	74,681	11,991	163	1,528

- (※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。
 28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、30.まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位:百万円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
国債	299	—	—
地方債	305	—	—
社債	155	—	—
その他	—	—	—
小計	449	460	10
国債	—	—	—
地方債	94	87	△ 7
社債	—	—	—
その他	1,009	918	△ 81
小計	1,094	1,005	△ 88
合計	1,544	1,466	△ 78

- (※1) 預け金、貸出金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
- (※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法
金融資産
 (1)預け金
 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)有価証券
 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。
 百金庫債証券付私簿債は、貸倒引当金控除後の将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸倒引当表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)
 ① ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
 ② ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた時価
金融負債
 (1)預金積金
 要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2)借入金
 借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
 (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	48
組合出資金(※2)	22
合 計	70

- (※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価明示の対象とはしていません。
- (※2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価明示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	9,858	10,804	50	-
有価証券	1,925	9,599	10,187	2,530
満期保有目的の債券	-	451	-	670
その他有価証券のうち満期があるもの	1,925	9,147	10,187	1,859
貸出金(※)	9,949	16,980	10,969	7,185
合 計	21,732	37,983	21,206	9,715

- (※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期限の定めがないものは含まれていません。
- (注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※)	74,767	12,633	144	185
借入金	5,000	-	-	1,282
合 計	79,767	12,633	144	1,467

- (※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。
- 28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、国債、地方債、社債、株式、その他の証券が含まれております。以下、29.まで同様であります。

(単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国債	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	259	304	4
社債	150	155	5
その他	-	-	-
小 計	449	459	9
国債	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	91	86	-4
社債	-	-	-
その他	581	532	-49
小 計	672	618	-54
合 計	1,122	1,078	-44

その他有価証券 (単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株式	187	170	10
債券	13,364	13,179	185
国債	4,680	4,606	54
地方債	201	199	2
社債	8,502	8,373	129
その他	1,446	1,425	20
小 計	14,988	14,781	216
株式	119	126	-6
債券	7,042	7,112	-69
国債	2,166	2,186	-19
地方債	97	100	-2
社債	4,778	4,825	-47
その他	1,624	1,748	-123
小 計	8,786	8,986	-199
合 計	23,775	23,768	16

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	77	8	6
債 券	5,365	123	5
国 債	3,121	54	5
地 方 債	-	-	-
社 債	2,243	68	-
そ の 他	330	0	46
合 計	5,773	132	58

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額までに資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、7,275百万円であり、このうち、契約残存期間が1年以内のものが3,777百万円あります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を放棄するほか、契約後も定期的に予め定められている金額内手続に基づき額外返済等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を実施しております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	繰延税金負債
貸倒引当金損金算入限度超過額	439百万円
減価償却費損金算入限度超過額	34百万円
貸与引当金	22百万円
役員退職慰労引当金	25百万円
退職給付引当金	48百万円

有価証券評価損	24百万円
繰越欠損金	115百万円
減損損失	17百万円
その他	33百万円
繰延税金資産小計	763百万円
評価性引当額	△724百万円
繰延税金資産合計	33百万円
繰延税金負債	-
その他有価証券評価差額金	△5百万円
繰延税金負債合計	△5百万円
繰延税金資産の純額	33百万円

【平成22年度注記 損益計算書】

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 出資1口当たり当期純利益金額 14円79銭
- 3. 当期において、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループ方針の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を「減損損失」として特別損失に計上しております。

地 域	主 な 用 途	種 類	減損損失(千円)
浜 田 市	営業用店舗2カ店	事業用不動産	6,175
江 津 市	営業用店舗2カ店	事業用不動産	725
江 津 市	遊休不動産1カ店	所有不動産	377
合 計			7,278

資産のグループングについては、営業用店舗は営業店(本店営業部、各支店)毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産は当該資産をグループングの最小単位としております。また、本部は独立したキャッシュ・フローを生み出すことから共同資産としております。
 なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額に基づき算定しております。

※会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書
 平成22年5月25日

日本海信用金庫
 理事長 御中

有責責任 あずさ監査法人

指定有責責任社員 公認会計士 高橋義則
 業務執行社員

指定有責責任社員 公認会計士 高山 裕三
 業務執行社員

指定有責責任社員 公認会計士 築地新豊
 業務執行社員

当監査法人は、信用金庫法第38条第2項第3号の規定に基づき、日本海信用金庫の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、証書に基づき行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を確立し判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、信用金庫法及び関係規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認め、金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※監事の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

私ども監事は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第88期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容
 各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報交換を促すほか、当期の監査の方針、監査計画等に留意し、理事、監事その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び職務の履行の監視に努めるとともに、理事がその重要な事項に出席し、理事及び職員等からの職務の履行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な点及び留意すべき事項を把握し、本簿・本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の信用金庫の業務の適正を確保するために必要なものとして信用金庫法施行規則第33条に定める体制整備に関する理事の職務の履行状況について調査し、必要に応じて説明を求め、信用金庫法第33条第2項第3号に定める体制整備に関する事項の履行状況を把握いたしました。以上の方法に基づき、当事業年度に係る業務報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人の職務を得たほか、重要な監査を実施しているかを監査及び評価するをもち、会計監査人からの職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(信用金庫法施行規則第33条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に基づき監査している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当事業年度に係る業務報告(附属明細書、損益計算書、剰余金処分案)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果
 (1) 業務報告等の監査結果
 ・ 業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に留意し、信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。
 ・ 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実が認められませんでした。
 ・ 内部統制システムに関する理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんでした。
 (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人御中 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相応であることと認めます。

3. 留意事項
 本監査報告書には、留意事項はありません。

平成23年 6月 3日

日本海信用金庫
 監事(総務) 森野 一夫
 監事 砂野 一徳
 監事 岩野 和喜

(注) 監査報告書は、信用金庫法第32条第5項に定められたとおりであります。

【経営に関する指標】

●総資金利鞘の状況

(単位：%)

	平成21年度	平成22年度
資金運用利回	1.91	1.76
資金調達原価率	1.86	1.75
総資金利鞘	0.05	0.01

●資産利益率の状況

(単位：%)

	平成21年度	平成22年度
総資産経常利益率	0.15	0.17
総資産当期純利益率	0.12	0.17

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

●業務粗利益の状況

(単位：千円、%)

	平成21年度	平成22年度
資金運用収支	1,596,299	1,566,626
資金運用収益	1,826,556	1,726,544
資金調達費用	230,257	159,917
役務取引等収支	31,620	47,117
役務取引等収益	171,121	169,773
役務取引等費用	139,501	122,655
その他業務収支	127,013	86,050
その他業務収益	178,680	136,134
その他業務費用	51,666	50,083
業務粗利益	1,754,933	1,699,795
業務粗利益率	1.84	1.74

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

●資金運用・調達勘定の状況

(単位：平均残高/百万円、利息/千円、利回/%)

	平均残高		利息		利回り	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
資金運用勘定	95,242	97,651	1,826,556	1,726,544	1.91	1.76
うち貸出金	49,913	48,407	1,400,094	1,307,939	2.80	2.70
うち預け金	24,623	27,410	136,127	128,036	0.55	0.46
うち有価証券	20,289	21,235	289,348	282,429	1.42	1.32
資金調達勘定	91,639	94,080	230,257	159,917	0.25	0.16
うち預金積金	90,259	92,740	201,519	132,674	0.22	0.14
うち借入金	1,380	1,339	28,737	27,243	2.08	2.03

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

●受取利息、支払利息の状況

(単位：千円)

	平成21年度			平成22年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	6,105	△149,374	△143,269	47,514	△147,526	△100,012
うち貸出金	10,010	△100,883	△90,873	△42,202	△49,953	△92,155
うち預け金	58,401	△71,929	△13,528	18,153	△26,244	△8,091
うち有価証券	△20,855	△12,668	△33,523	13,557	△20,476	△6,919
支払利息	9,982	△52,495	△42,513	5,620	△75,960	△70,340
うち預金積金	7,315	△54,486	△47,171	5,630	△74,475	△68,845
うち借入金	5,972	△1,315	4,657	△826	△668	△1,494

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法により算出しています。

【預金に関する指標】

●預金・譲渡性預金残高

(単位：百万円)

	平成21年度		平成22年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
流動性預金	29,721	33,295	31,213	35,283
うち有利息預金	28,822	32,497	30,148	34,444
定期性預金	56,606	56,649	55,848	57,140
うち固定金利定期預金	52,378	52,364	51,774	53,097
うち変動金利定期預金	23	31	23	23
その他	687	314	669	317
計	87,015	90,259	87,730	92,740
譲渡性預金	—	—	—	—
合計	87,015	90,259	87,730	92,740

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

●定期預金残高

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
定期預金	52,401	51,797
固定金利定期預金	52,378	51,774
変動金利定期預金	23	23
その他	—	—

【貸出金に関する指標】

●科目別貸出金残高

(単位：百万円)

	平成21年度		平成22年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
割引手形	241	250	187	191
手形貸付	3,076	2,171	4,552	1,600
証書貸付	43,079	42,854	42,497	42,636
当座貸越	4,463	4,637	3,884	3,979
合計	50,860	49,913	51,122	48,407

●預貸率

(単位：%)

	平成21年度	平成22年度
期末預貸率	58.45	58.27
期中平均預貸率	55.30	52.19

(注) 預貸率＝ $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$

●金利種別貸出金残高

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
貸出金	50,860	51,122
変動金利	24,072	23,811
固定金利	26,787	27,311

●貸出金業種別内訳

(単位：百万円、比率：%)

	平成21年度			平成22年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	100	3,938	7.74	100	3,369	6.59
農 業、林 業	6	67	0.13	5	49	0.09
漁 業	5	234	0.46	5	251	0.49
鉱業、採石業、砂利採取業	4	125	0.24	4	95	0.18
建 設 業	199	4,738	9.31	192	4,704	9.20
電気、ガス、熱供給、水道業	10	511	1.00	9	422	0.82
情 報 通 信 業	1	3	0.00	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	34	1,412	2.77	32	1,422	2.78
卸 売 業、小 売 業	231	6,556	12.89	220	6,128	11.98
金 融 業、保 険 業	10	1,593	3.13	9	1,566	3.06
不 動 産 業	30	2,385	4.68	36	2,136	4.17
物 品 賃 借 業	4	509	1.00	3	193	0.37
学術研究、専門・技術サービス業	12	318	0.62	14	340	0.66
宿 泊 業	22	2,078	4.08	21	2,021	3.95
飲 食 業	71	630	1.23	70	616	1.20
生活関連サービス業、娯楽業	50	1,499	2.94	50	1,548	3.02
教育、学習支援業	10	1,678	3.29	12	1,566	3.06
医 療、福 祉	36	2,223	4.37	38	2,362	4.62
その他のサービス	60	1,782	3.50	56	1,546	3.02
小 計	895	32,288	63.48	876	30,343	59.35
地 方 公 共 団 体	10	4,845	9.52	9	7,404	14.48
個人(住宅・消費・納税資金等)	5,189	13,726	26.98	4,990	13,374	26.16
合 計	6,094	50,860	100.00	5,875	51,122	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
当 金 庫 預 金 積 金	1,142	976
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	14,698	14,158
そ の 他	—	—
計	15,840	15,134
信用保証協会・信用保険	13,420	13,345
保 証	8,183	7,025
信 用	13,415	15,616
合 計	50,860	51,122

●債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
当 金 庫 預 金 積 金	—	2
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	240	188
そ の 他	—	—
計	240	191
信用保証協会・信用保険	61	56
保 証	272	188
信 用	—	90
合 計	574	526

●貸出金資金使途別内訳

(単位：百万円、比率：%)

	平成21年度		平成22年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	17,108	33.63	16,945	33.14
運 転 資 金	33,751	66.36	34,177	66.85
合 計	50,860	100.00	51,122	100.00

●貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成21年度	271	270	—	※1 271	270
	平成22年度	270	229	—	※1 270	229
個別貸倒引当金	平成21年度	1,768	1,746	128	※2 1,639	1,746
	平成22年度	1,746	1,673	116	※2 1,630	1,673
合計	平成21年度	2,039	2,017	128	1,911	2,017
	平成22年度	2,017	1,902	116	1,901	1,902

※1：洗い替えによる取崩額 ※2：主として税法による取崩額

【有価証券に関する指標】

●預証率

(単位：%)

	平成21年度	平成22年度
期末預証率	23.54	28.47
期中平均預証率	22.47	22.89

(注) 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

●有価証券残高

(単位：百万円)

	平成21年度		平成22年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	5,960	5,280	6,827	5,773
地方債	697	631	690	677
政府保証債	1,798	1,480	4,676	2,967
公社公団債	1,181	1,412	1,251	1,150
金融債	3,758	4,208	4,112	3,740
事業債	3,484	3,406	3,390	3,504
株式	99	100	355	135
外国証券	2,728	2,859	2,950	2,334
投資信託	644	718	588	759
その他の証券	137	191	134	193
合計	20,491	20,289	24,978	21,235

●有価証券の残存期間別残高

平成21年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	837	1,344	1,981	—	1,795	—	—	5,960
地方債	100	201	301	—	—	94	—	697
社債	1,006	2,953	3,813	726	1,559	163	—	10,222
株式	—	—	—	—	—	—	99	99
外国証券	198	404	405	—	403	1,317	—	2,728
その他	—	—	71	—	82	—	628	781
合計	2,143	4,903	6,573	726	3,840	1,575	727	20,491

平成22年度

(単位：百万円)

	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	420	634	301	99	4,406	964	—	6,827
地方債	100	301	100	—	97	89	—	690
社債	803	2,993	4,329	208	4,759	336	—	13,431
株式	—	—	—	—	—	—	355	355
外国証券	600	505	300	201	202	1,139	—	2,950
その他	—	—	131	212	—	—	380	723
合計	1,925	4,435	5,164	722	9,465	2,530	735	24,978

●満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	平成21年度			平成22年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	299	305	5	299	304	4
	社債	150	155	5	150	155	5
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	449	460	10	449	459	9
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	94	87	△ 7	91	86	△ 4
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	1,000	918	△ 81	581	532	△ 49
	小計	1,094	1,005	△ 88	672	618	△ 54
合 計	1,544	1,466	△ 78	1,122	1,078	△ 44	

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

●その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	平成21年度			平成22年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	36	32	4	187	176	10
	債券	12,444	12,198	245	13,364	13,179	185
	国債	4,165	4,087	77	4,660	4,606	54
	地方債	303	299	4	201	199	2
	社債	7,975	7,812	163	8,502	8,373	128
	その他	1,050	1,035	15	1,446	1,425	20
	小計	13,531	13,267	264	14,998	14,781	216
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	14	14	△ 0	119	126	△ 6
	債券	3,892	3,917	△ 25	7,042	7,112	△ 69
	国債	1,795	1,801	△ 5	2,166	2,186	△ 19
	地方債	—	—	—	97	100	△ 2
	社債	2,096	2,116	△ 19	4,778	4,825	△ 47
	その他	1,442	1,617	△ 175	1,624	1,748	△ 123
	小計	5,348	5,549	△ 201	8,786	8,986	△ 199
合 計	18,880	18,817	63	23,785	23,768	16	

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	48	48
組 合 出 資 金	17	22
合 計	66	70

●売買目的有価証券

該当ございません。

●子会社・子法人等株式および関連法人等株式

該当ございません。

●金銭の信託

該当ございません。

●第102条第1項第5号に掲げる取引

該当ございません。

金庫の主要な事業内容（業務の種類）

1. 預金及び定期積金の受け入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
 - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理
 - 日本銀行
 - 株式会社日本政策金融公庫
 - 独立行政法人住宅支援機構
 - 独立行政法人勤労者退職金共済機構
 - 独立行政法人農林漁業信用基金
 - 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - 漁業信用基金協会
 - 日本酒造組合中央会
 - 西日本建設業保証株式会社
 - 財団法人建設業振興基金
 - 社団法人しんきん保証基金
 - 社団法人全国石油協会
 - 独立行政法人福祉医療機構
 - 年金積立金管理運用独立行政法人
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）
 - 金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
 - (9) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (10) 有価証券、貴金属その他物品の保護預り
 - (11) 振替業
 - (12) 両替
 - (13) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（(5)に掲げる業務に該当するものを除く。）
 - (14) 金の取扱い
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委任に基づき行う当せん金証票の販売事務等
 - (2) スポーツ振興法により行うスポーツ振興くじ業務
 - (3) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集

役員一覧

平成23年6月末現在

理事長	岡田 久 樹 (業務統括)	理事	江 木 徳 夫
専務理事	吉 本 晃 司 (相談室長委嘱・内部統制、経営企画部担当)	理事	櫛 山 陽 介
常勤理事	野 上 俊 文 (事務管理部長委嘱、業務推進部担当)	理事	小 河 英 樹
常勤理事	小 川 義 弘 (審査管理部長委嘱兼管理課長委嘱)	理事	七 田 厚
常勤監事	森 脇 一 夫	監事	砂 田 忠
		監事	岩 倉 初 喜

事業所の名称および所在地

平成23年6月末現在

店舗一覧

●本 店	浜田市殿町83番地1	TEL 0855-22-1850
●西 支 店	浜田市京町58番地	TEL 0855-22-0358
●東 支 店	浜田市朝日町1550番地	TEL 0855-22-0357
●長 浜 支 店	浜田市長浜町1528番地2	TEL 0855-27-0305
●駅 前 支 店	浜田市浅井町1583番地	TEL 0855-22-3700
●三 隅 支 店	浜田市三隅町三隅1373番地	TEL 0855-32-2500
●旭 町 支 店	浜田市旭町今市365番地3	TEL 0855-45-1313
●益 田 支 店	益田市あけぼの本町10番地3	TEL 0856-23-3456
●長 沢 支 店	浜田市長沢町3036番地	TEL 0855-22-4180
●都 野 津 支 店	江津市都野津町2280番地	TEL 0855-53-0306
●浅 利 支 店	江津市浅利町78番地1	TEL 0855-55-1090
●国 府 支 店	浜田市下府町1671番地3	TEL 0855-28-0205
●江 津 支 店	江津市嘉久志町2305番地9	TEL 0855-52-2620

●サンデーバンキング実施店
(土、日、祝日 ATM 稼働)

店外 ATM コーナー

- ゆめタウン浜田店出張所 ●笠 柄 出 張 所 ●周 布 出 張 所 済生会江津総合病院出張所
- 浜田市役所出張所 ●シティパルク浜田出張所 ●イオン益田店出張所 ●グリーンモール出張所
- 新 町 出 張 所 ●プ リ ル 出 張 所 ●ジュンテンドー江津出張所 ●サンデーバンキング実施店
(土、日、祝日 ATM 稼働)

営業地域一覧

島根県浜田市、江津市、益田市、大田市のうち温泉津町、仁摩町
及び邑智郡邑南町のうち市木、上田所、下田所、上亀谷、下亀谷、鱒淵、
三日市、出羽、山田、淀原、岩屋、久喜、大林、上原、原村、和田、高見、
伏谷、八色石、布施



当金庫のあゆみ

大正12年12月 産業組合法に基づき、有限責任浜田町信用組合設立。
 昭和26年10月 信用金庫法制定により、浜田信用金庫に組織変更。
 昭和51年 8月 中信協コンピュータ協同利用により、預金オンライン開始。
 昭和51年10月 全信金データ通信システムによる為替業務オンライン化。
 昭和54年 4月 カードローンの取扱開始。
 昭和58年12月 日本銀行と当座預金取引開始。
 昭和59年 3月 本店全館新築竣工。
 昭和59年12月 日本銀行蔵入代理店認可。
 昭和60年 3月 市場金利連動型預金取扱開始。
 昭和61年 1月 国債代理店認可。
 昭和61年 9月 自由金利型定期預金取扱開始。
 昭和63年10月 第3次オンライン開始。
 平成元 年 2月 金融機関の完全週休2日制実施。
 平成2 年11月 サンデーバンキング業務取扱開始。
 平成3 年 7月 両替(外国通貨)業務取扱開始。
 平成5 年 4月 はましんビジネスクラブ(現 日本海しんきんビジネスクラブ)発足。
 平成5 年 6月 定期預金金利完全自由化。
 平成6 年10月 流動性預金等の金利自由化。
 平成7 年 5月 浜田・江津信用金庫が合併し、日本海信用金庫となる。
 平成8 年 4月 江津支店新築移転オープン。
 平成8 年 9月 笠柄のザ・バンガイ内にATM設置。
 平成8 年11月 益田サティ内にATM設置。
 平成9 年 1月 長沢支店オープン。
 平成9 年 7月 東支店と平和街支店を統合。
 平成10 年 3月 旭町支店新築移転オープン。
 平成10 年 7月 ジュンテンドー江津内にATM設置。
 平成12 年 7月 周布出張所オープン。
 平成12 年10月 跡市支店を出張所に種類変更。
 平成13 年 4月 保険取扱業務(損害保険)取扱開始。
 平成13 年 8月 信用金庫法第37条の2に基づき中央青山監査法人(現 有限責任あすだ監査法人)と監査契約を締結。
 平成14 年 4月 ベイオフ一部解禁(定期預金)。
 平成14 年 5月 ホームページ開設。
 平成14 年 7月 副印鑑票(通帳)を廃止。
 平成14 年10月 保険取扱業務(生命保険)取扱開始。
 平成15 年 3月 個人向け国債取扱開始。
 平成15 年 8月 シティバブル浜田内にATM設置。
 平成15 年 9月 新町支店、跡市出張所を廃止。
 平成16 年 7月 ㈱産業再生機構と秘密保持契約締結。
 平成16 年 9月 「さんいんネットサービス」業務開始。
 平成16 年10月 「決済用預金」取扱開始。
 平成16 年11月 山陰中小企業再生支援投資事業有限責任組合に係るこうぎんキャピタル㈱と契約締結。
 「せがれ塾」一期生 発会式。
 個人情報保護宣言「プライバシーポリシー」ホームページ掲載。
 住宅金融公庫証券化支援事業「フラット35」業務委託契約締結。
 「浜田市共通商品券」取扱開始。
 「せがれ塾」二期生 発会式。
 商工組合中央金庫と業務提携契約締結。
 ㈱産業再生機構と「業務委託契約書」締結。
 農林漁業金融公庫と「業務協力に関する覚書」締結。
 投資信託取扱業務取扱開始。
 西支店ATMサンデーバンキング取扱開始。
 「せがれ塾」三期生 発会式。

平成19 年 9月 旭町支店ATMサンデーバンキング取扱開始。
 平成20 年 3月 信金キャピタル㈱、日本M&A協会等とM&A業務に関する協定書締結。
 平成20 年 5月 保険取扱新商品「医療・がん保険」発売開始。
 地域力連携拠点事業パートナー機関に決定。
 平成20 年11月 ブリル駐車場内にATM設置。
 「資産形成相談コーナー」オープン。(本店営業部内)
 平成21 年 1月 第1回 石見子供神楽「どんちっち祭り」開催。
 平成21 年 2月 日本海信用金庫ビジネスクラブ総会、講演会。
 「せがれ塾」第四期生発会式。
 ㈱日本政策金融公庫松江支店(中小企業事業)と「業務連携・協力に関する覚書」締結。
 平成21 年 3月 浜田商工会議所と浜田市プレミアム付共通商品券代金支払事務委託契約締結。
 平成22 年 2月 地域密着型金融の取組み事例として、「島根あさひ社会復帰促進センターを核とした地域活性化へ向けた取組み」が、中国財務局より顕彰授賞。
 平成22 年 3月 第1回山陰しんきんビジネスフェア開催。(米子コンベンションホール)

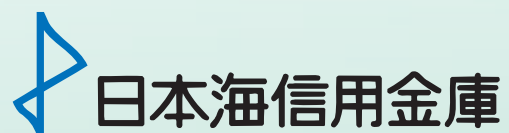
この一年の歩み

平成22 年 4月 特別金利定期預金「かくら9」発売開始。
 「せがれ塾」4期生 第7回セミナー開催。
 平成22 年 5月 融資商品「クイックローン200」取扱開始。
 新入社員研修開催。
 第32回日本海信用金庫親善ソフトボール大会開催。
 平成22 年 6月 しんきん傷害保険付定期積金「ライフエール」発売開始。
 夏期特別融資資金取扱開始。
 第16回日本海信用金庫親善グランドゴルフ大会開催。(江津地区)年金相談会開催。(本店営業部・西支店・東支店・国府支店)
 「せがれ塾」4期生 第8回セミナー開催。
 第17回日本海信用金庫親善グランドゴルフ大会開催。(浜田地区)
 平成22 年 7月 第29回日本海信用金庫親善ゲートボール大会開催。
 平成22 年 8月 「せがれ塾」4期生 第9回セミナー開催。
 平成22 年 9月 「せがれ塾」4期生 第24回東京ビジネスサミット2010視察。
 平成22 年10月 周布出張所廃止。
 「せがれ塾」4期生 第10回セミナー開催。
 年金相談会開催。(三隅支店・旭町支店・益田支店・長沢支店)
 浜田市公募債「浜田きらめき債」(平成22年度第1回)募集販売開始。
 「年友の会」旅行。(日光・鬼怒川温泉・草津温泉への旅)
 年末特別融資資金取扱開始。
 「せがれ塾」4期生 卒業式。
 第5回ビジネスフェア2010広島参加。
 アフラック終身保険「WAYS」発売開始。
 T K Cと「経営改善計画策定支援サービスに関する覚書」締結。
 平成22 年12月 第3回石見子供神楽大会「どんちっち祭り」開催。
 平成23 年 1月 「せがれ塾」5期生発会式 新春セミナー開催。
 平成23 年 2月 年金相談会開催。(長浜支店・駅前支店・都野津支店・江津支店)
 第32回日本海信用金庫親善団基大会開催。
 平成23 年 3月 退職金専用特別金利定期預金「スーバーかくら プラス」発売開始。
 地域密着型金融の取組み事例として、「有福温泉開発計画への取組み」が、中国財務局より顕彰授賞。

【開示項目一覧】

●単体ベースのディスクロージャー項目

	ページ		ページ
1. 金庫の概況および組織に関する事項		エ. 使途別(設備資金および運転資金の区分)の貸出残高	36
(1)事業の組織	1	オ. 業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	36
(2)理事・監事の氏名および役職名	40	カ. 預貸率の期末値および期中平均値	35
(3)事務所の名称および所在地	40	④有価証券に関する指標	37~38
2. 金庫の主要な事業の内容	39	ア. 有価証券の種類別の残高	37
3. 金庫の主要な事業に関する事項		イ. 預証率の期末値および期中平均値	37
(1)直近の事業年度における業績の概要	2	4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況	3	(1)統合的リスク管理の体制	6
(3)直近の2事業年度における事業の状況		(2)法令遵守の体制	4~5
①主要な業務の状況を示す指標	34	5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
ア. 業務粗利益および業務粗利益率	34	(1)貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書	29~30
イ. 資金運用収支、役員取引等収支およびその他の業務収支	34	(2)貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額	
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、		①破綻先債権に該当する貸出金	14
利回りおよび資金利鞘	34	②延滞債権に該当する貸出金	14
エ. 受取利息および支払利息の増減	34	③3ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金	14
オ. 総資産経常利益率	34	④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	14
カ. 総資産当期純利益率	34	(3)自己資本の充実の状況	23
②預金に関する指標	35	(4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価および評価損益	
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	35	①有価証券	38
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金		②金銭の信託	38
およびその他の区分ごとの定期預金の残高	35	③第102条第1項第5号に掲げる取引	38
③貸出金等に関する指標	35~37	(5)貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	37
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高	35	(6)貸出金償却の額	26
イ. 固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高	35		
ウ. 担保の種類別(当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、			
保証および信用の区分)の貸出金残高および債務保証見返額	36		



TEL (0855) 22-1851 FAX (0855) 22-7858

URL <http://www.shinkin.co.jp/nihonkai/>